

第10次厚木市総合計画

資料編

第10次厚木市総合計画策定の経過	214
新たな総合計画策定に係る市民アンケートの概要	242
個別計画一覧	244
市民憲章など	249
用語解説	252

第10次厚木市総合計画策定の経過

1 会議等の開催経過

平成31年3月・第10次厚木市総合計画策定方針策定
4月・厚木市第10次総合計画市民検討会議
委員公募

令和元年6月・令和元年度第1回厚木市総合計画策定
委員会
・令和元年度第1回厚木市総合計画策定
委員会幹事会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
委員委嘱式及び第1回会議

7月・第10次厚木市総合計画策定に向けた
「わたしが住んでいるあつぎ」等キャッ
チフレーズ募集(7/1～9/30)[応募
数:959点]
・令和元年度第1回厚木市将来のための
まちづくり屋チーム
・新たな総合計画策定に向けた「ワールド
カフェ」
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第1回 福祉・保健部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第1回 環境・河川部会

8月・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第1回 産業・まちづくり部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第1回 子育て・教育部会
・新たな総合計画策定に向けた「中・高
校生によるワークショップ」
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第2回 福祉・保健部会
・令和元年度第1回厚木市総合計画審議
会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第2回 環境・河川部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第2回 子育て・教育部会

9月・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第3回 福祉・保健部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第3回 子育て・教育部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第2回 産業・まちづくり部会

・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第3回 環境・河川部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第4回 福祉・保健部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第4回 環境・河川部会

10月・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第3回 産業・まちづくり部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第4回 子育て・教育部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第5回 福祉・保健部会
・令和元年度第2回厚木市将来のための
まちづくり屋チーム
・令和元年度第2回厚木市総合計画策定
委員会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第4回 産業・まちづくり部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第5回 子育て・教育部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第5回 環境・河川部会
・令和元年度第2回厚木市総合計画策定
委員会幹事会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第6回 福祉・保健部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第6回 環境・河川部会
・令和元年度第3回厚木市将来のための
まちづくり屋チーム
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第5回 産業・まちづくり部会

11月・新たな総合計画策定に向けた「子育て
世代によるワークショップ」(2会場)
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第6回 産業・まちづくり部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第7回 環境・河川部会
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第6回 子育て・教育部会
・令和元年度第4回厚木市将来のための
まちづくり屋チーム
・厚木市第10次総合計画市民検討会議
第7回 産業・まちづくり部会
・新たな総合計画策定に向けた「PTA
によるワークショップ」

- ・新たな総合計画策定に向けた「大学生によるワークショップ」
- ・令和元年度第5回厚木市将来のためのまちづくり屋チーム
- ・厚木市第10次総合計画市民検討会議第7回 福祉・保健部会
- ・厚木市第10次総合計画市民検討会議第7回 子育て・教育部会

- 12月・厚木市第10次総合計画市民検討会議部会長会議
- ・厚木市第10次総合計画市民検討会議第2回会議
 - ・厚木市第10次総合計画市民検討会議から提言書提出

- 令和2年1月・令和元年度第3回厚木市総合計画策定委員会
- ・新たな総合計画策定に向けた「福祉分野ワークショップ」①
 - ・令和元年度第3回厚木市総合計画策定委員会幹事会

- 2月・第10次厚木市総合計画策定・都市マスタープラン改定に向けた意見交換会(15地区)
- ・新たな総合計画策定に向けた「福祉分野ワークショップ」②
 - ・令和元年度第2回厚木市総合計画審議会
 - ・第10次厚木市総合計画策定に向けた「わたしが住んでいるあつぎ」等キャッチフレーズ入賞作品決定

- 3月・令和元年度第6回厚木市将来のためのまちづくり屋チーム(リーダー・サブリーダー会議)

- 4月・厚木市将来のためのまちづくり屋チーム「新たな総合計画策定に向けた報告書」提出

- 6月・基本構想(素案)の策定
- ・令和2年度第1回厚木市総合計画策定委員会
 - ・令和2年度第1回厚木市総合計画策定委員会幹事会
 - ・令和2年度第2回厚木市総合計画策定委員会
 - ・基本構想(原案)の策定
 - ・厚木市総合計画審議会へ基本構想(原案)を諮問

- ・令和2年度第1回厚木市総合計画審議会
- ・令和2年度第2回厚木市総合計画審議会

- 7月・令和2年度第2回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和2年度第3回厚木市総合計画策定委員会
 - ・令和2年度第3回厚木市総合計画審議会
 - ・厚木市総合計画審議会から基本構想(原案)の答申
 - ・基本構想(案)の策定
 - ・令和2年度第3回厚木市総合計画策定委員会幹事会
 - ・令和2年度第4回厚木市総合計画策定委員会

- 8月・令和2年度第4回厚木市総合計画審議会

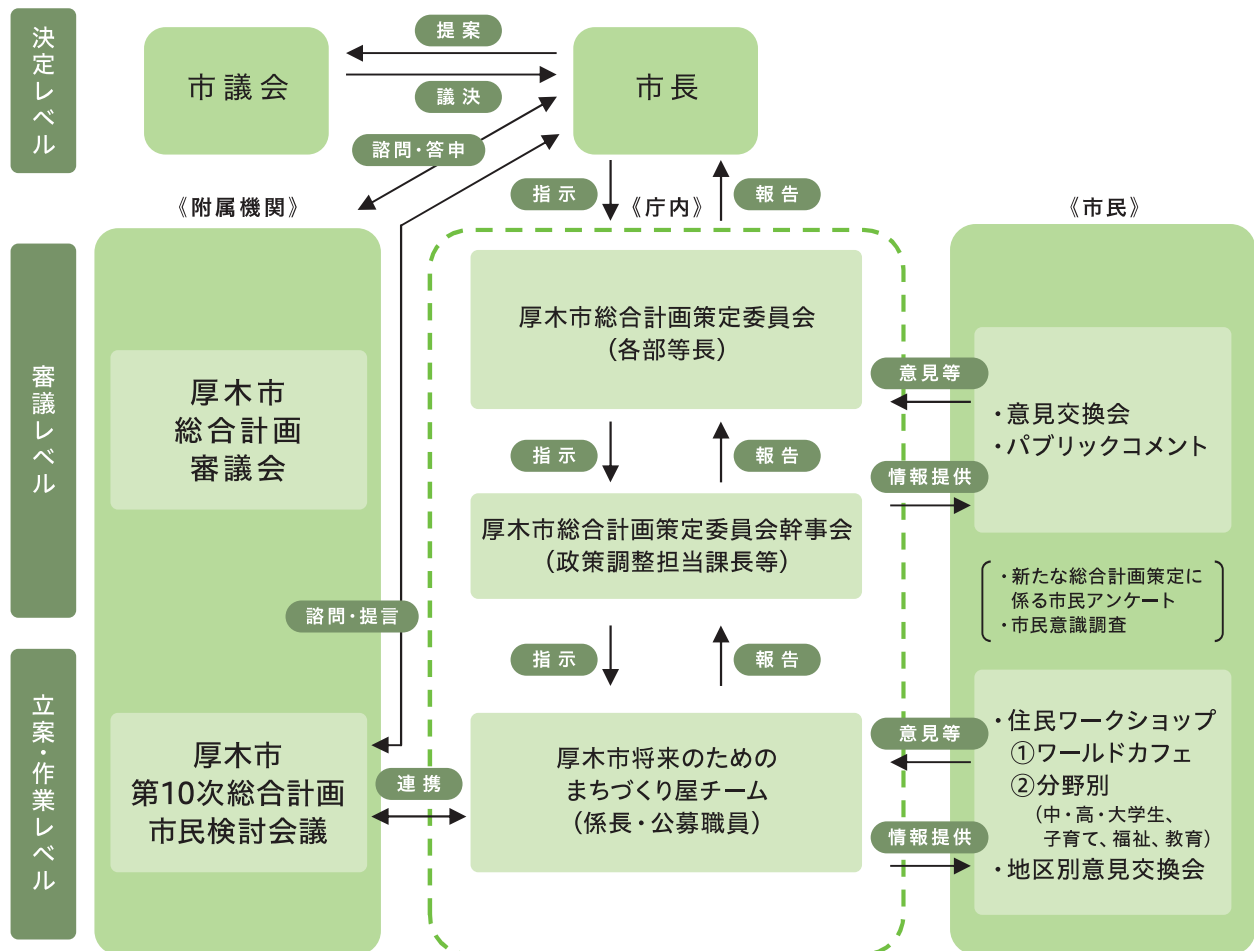
- 9月・第10次厚木市総合計画基本構想(案)に対するパブリックコメント(9/1～10/1)
- ・第10次厚木市総合計画策定・都市計画マスタープラン改定に向けた地区別意見交換会(15地区)
 - ・第10次厚木市総合計画基本構想(案)に対する意見交換会(3会場)

- 10月・令和2年度第4回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和2年度第5回厚木市総合計画策定委員会
 - ・新たな総合計画策定に係る市民アンケート調査
 - ・第1期基本計画(素案)の策定
 - ・令和2年度第5回厚木市総合計画策定委員会幹事会
 - ・令和2年度第6回厚木市総合計画策定委員会

- 11月・第10次厚木市総合計画第1期基本計画(素案)に係る意見交換会(8会場)
- ・第1期基本計画(原案)の策定
 - ・厚木市総合計画審議会へ第1期基本計画(原案)を諮問
 - ・令和2年度第5回厚木市総合計画審議会

- 会
 ・令和2年度第6回厚木市総合計画審議会
 ・厚木市総合計画審議会から第1期基本計画（原案）の答申
 ・第1期基本計画（案）の策定
- 12月・令和2年度第7回厚木市総合計画策定委員会
 ・基本構想議決・策定
 ・第10次厚木市総合計画第1期基本計画（案）に対するパブリックコメント
- (12/28～2/3)
 令和3年2月・令和2年度第8回厚木市総合計画策定委員会
 3月・令和2年度第7回厚木市総合計画審議会
 ・第1期基本計画の策定
 ・市議会に報告

2 第10次厚木市総合計画策定体制



3 厚木市総合計画審議会規則

昭和42年6月1日 規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 厚木市総合計画基本構想に関すること。
- (2) 厚木市総合計画基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画策定について、市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 住民自治組織の代表
- (4) 関係行政機関の職員

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以下附則省略

4 厚木市総合計画審議会委員名簿

令和2年6月1日現在

氏名	選出区分	備考
中村 幹夫	学識経験者	会長
山田 充	住民自治組織の代表	会長職務代理
高田 幸治	公募による市民	
野元 優子	公募による市民	
渡邊 健治	公募による市民	
江崎 ひろみ	学識経験者	
大貫 盛雄	学識経験者	
小川 司	学識経験者	
加賀谷 努	学識経験者	

令和2年6月1日現在

氏名	選出区分	備考
北原 武	学識経験者	
齊藤 博	学識経験者	
奈良 庸文	学識経験者	
三宅 正敬	学識経験者	
鷲尾 裕子	学識経験者	
木口 真治	関係行政機関の職員	

(敬称略・順不同)

退任委員

氏名	選出区分	備考
早坂 宣則	公募による市民	令和2年5月まで
鈴木 祥夫	公募による市民	令和2年5月まで
立山 昭憲	学識経験者	平成31年3月まで
川副 正教	学識経験者	令和2年5月まで
船本 和則	関係行政機関の職員	令和元年5月まで
鈴木 真由美	関係行政機関の職員	令和2年3月まで

(敬称略・順不同)

5 第10次厚木市総合計画基本構想原案について（諮問）

令和2年6月22日

厚木市総合計画審議会
会長 中村 幹夫 様

厚木市長 小林 常良

第10次厚木市総合計画基本構想原案について（諮問）

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第10次厚木市総合計画基本構想原案を策定しましたので、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

6 第10次厚木市総合計画基本構想原案について（答申）

令和2年7月22日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市総合計画審議会
会長 中村 幹夫

第10次厚木市総合計画基本構想原案について（答申）

令和2年6月22日付けをもって諮問のありました第10次厚木市総合計画基本構想原案について、慎重かつ活発な議論を重ね、本審議会の意見を取りまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

答 申

第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」では、平成21年度から令和2年度までを基本構想の計画期間とし、将来都市像「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」の実現に向け、5つのまちづくりの目標に基づき、第1期基本計画及び第2期基本計画により、様々な施策を展開している。

この間、少子高齢化の一層の進展や人口減少社会の到来、地震や台風等の自然災害の激甚化、情報通信技術の進展等による経済・産業構造の変化、市民ニーズの高度化・多様化、また、新たな感染症の脅威とそれを契機とした新しい生活様式への移行など、厚木市を取り巻く環境は大きく変化している。

第10次厚木市総合計画においては、そうした変化に的確かつ迅速に対応し、本市が活力に満ち、心豊かに暮らせる自立したまちとなるよう、新たなまちづくりの方向性を定める必要がある。

今般示された基本構想は、こうした変化について、人口・財政に関する事項、まちづくりに関する事項に整理することで、的確に捉えていると判断できる。

さらに、策定過程では、厚木市が積極的に進めている市民参加・市民協働の理念の下、公募による市民や関係団体の代表から構成された厚木市第10次総合計画市民検討会議において、10回にわたり検討が行われ、その結果が提言されたほか、中学生や高校生等の若い世代を始め、子育て、福祉等分野別での8回にわたるワークショップや、市内15地区での意見交換会の実施など、幅広く市民の意見を集約し、反映に努められており、大いに評価できる。

また、この構想では、厚木市の将来都市像を「自分らしさ輝く希望と幸せあふれる元気なまちあつぎ」とし、その実現に向けて、市民、事業者、行政が「私たちが大切にしたい想い」や「まちづくりの基本姿勢」を「ATSUGIスタイル」として共有するとともに、「まちづくりのビジョン」において、その方向性と、市民協働によりこのビジョンに沿って行動するという趣旨が分かりやすく示されて

いることから、市民に訴求できる、おおむね妥当な内容であると考えます。

なお、計画の策定に向けては、次の点に留意していただくとともに、引き続き、パブリックコメント等市民参加の機会を捉え、多くの市民の声を取り入れるよう心掛けられたい。

また、本答申に示し得なかった審議過程における意見、要望等については、計画の策定や事業実施の際には、その趣旨をできる限り反映されたい。

1 序章に関する内容

- (1) 本格的な人口減少社会の到来や少子化の更なる進展による、地域の担い手等の減少に対する取組の方向性について言及されたい。
- (2) 産業構造の変化について、農業の多面的な機能の重要性を踏まえ、第一次産業の今後の方向性について言及されたい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響の大きさに鑑み、策定の背景において、同感染症の影響について、明確に示されたい。

2 基本構想に関する内容

- (1) 基本構想の背景として課題を中心に取り上げているが、厚木市が推進してきた市民協働の取組や、地域における多様な活動など、厚木市の良さ、厚木らしさについても踏まえていることを明らかにされたい。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響について、広範な分野での取組が見える内容となるよう検討されたい。
- (3) まちづくりや協働の担い手としての事業者について、その重要性に鑑み、役割などについても言及されたい。

3 全体に関する内容

専門用語等に注釈や解説を加え、文章表現を分かりやすくするとともに、記載内容と関連が明確な図、グラフを用いるなど、内容をイメージしやすいものとなるよう工夫されたい。

7 第10次厚木市総合計画第1期基本計画原案について（諮問）

令和2年11月11日

第10次厚木市総合計画第1期基本計画原案について
（諮問）

厚木市総合計画審議会
会長 中村 幹夫 様

厚木市長 小林 常良

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第10次厚木市総合計画における施策の方針や施策体系を定めた、第10次厚木市総合計画第1期基本計画原案を策定しましたので、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

8 第10次厚木市総合計画第1期基本計画原案について（答申）

令和2年11月27日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市総合計画審議会
会長 中村 幹夫

第10次厚木市総合計画第1期基本計画原案について
（答申）

令和2年11月11日付けをもって諮問のありました第10次厚木市総合計画第1期基本計画原案について、慎重かつ活発な議論を重ね、意見を取りまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

答 申

厚木市では、これまで、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」に基づき、市民協働によるまちづくりを進めてきたが、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、新型コロナウイルス感染症の脅威とそれを契機とした「新たな日常」への対応など、社会・経済環境の大きな変化に対応するため、第10次厚木市総合計画を策定し、新たな12年のまちづくりに取り組むこととした。

今般諮問を受けた第1期基本計画原案は、基本構想（案）で定めた将来都市像とこれを実現するための六つのまちづくりのビジョンに基づき、留意すべき事項を踏まえた施策方針及び体系が示されており、おおむね妥当な内容であると考えます。

将来都市像の実現のためには、社会・経済環境の変化に柔軟に対応した取組が求められるが、第1期基本計画原案では、防災・減災のまちづくりの推進や誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け・働き続けることができるまちづくり、更には新型コロナウイルス感染症を契機に明らかになった社会課題の解決に向けた「新たな日常」の実現を目指す取組を重点項目として位置付けてお

り、施策を分野横断的に取り組んでいく姿勢は高く評価できる。

また、基本構想（案）では、将来都市像「自分らしさ輝く希望と幸せあふれる元気なまちあつぎ」の実現に向けて、市民、事業者、行政が「私たちが大切にしたい想い」を共有し、共通の「まちづくりの基本姿勢」を持ってまちづくりを進めていくことを定めている。

第1期基本計画原案では、これらの想い、基本姿勢を、「みんなができること」として基本施策ごとに具体的に示しており、市民協働で計画を推進する趣旨が明確に示されていることは、大いに評価できる。

さらに、「市民実感度」及び「成果指標」については、第9次総合計画の進行管理における課題を踏まえ設定されたものであり、施策の成果をより効果的に測ることができるものと判断できる。

なお、基本計画の策定に向けては、次に掲げる事項について留意していただくとともに、引き続き、パブリックコメント等市民参加の機会を捉え、多くの市民の声を取り入れるよう心掛けられたい。

また、本答申に示し得なかった審議過程における意見、要望等については、計画の策定や事業実施の際には、その趣旨をできる限り反映されたい。

1 施策体系について

各基本施策については、それぞれの関連性を考慮し、市民に分かりやすく適切に施策体系に位置付けられるよう検討されたい。

2 重点項目について

今後6年間に重点的に取り組むべき事項を位置付けた三つの重点項目については、施策の体系との関連性を分かりやすく示されたい。

3 「みんなができること」について

(1) 市民及び事業者の積極的な取組につながるよう、具体的で分かりやすい表現となるよう工夫されたい。

(2) 「みんなができること」が設定されていない「行財政改革の推進」についても市民・事業者の市政への関わり方等について記載内容を検討されたい。

4 まちづくりのビジョン別計画について

- (1) 「1 命、財産を守り抜くまち」について
老朽化が進む社会インフラへの対応等について、基本施策1「災害に強いまちの実現」の施策の方向1「災害に強い社会基盤の整備」を始め、関連する施策に具体的に盛り込まれるよう検討されたい。
- (2) 「2 支え合い、生き生きと暮らせるまち」について
基本施策1「地域包括ケア社会の実現」について、分野横断的な取組を推進するために必要な事項として、より大局的な視点での位置付けとなるよう検討されたい。
- (3) 「4 人が集い、交流し、新たな価値を生むまち」について
基本施策7「シティプロモーションと定住促進」については、市の交通利便性の高さや恵まれた自然環境をいかし、関連施策を総合的に推進することにより、定住促進が図られることが期待できるため、記載内容の充実を検討されたい。

5 施策の推進及び施策評価について

- (1) 施策の推進に当たっては、基本計画原案で示された施策の方向を明確に反映した取組が実施されるよう検討されたい。また、本基本計画が6年間の中長期的な計画であることに鑑み、社会・経済情勢等を俯瞰的な視点で捉えつつ、柔軟に施策を推進されたい。
- (2) 施策評価については、施策の成果を的確に測ることができる指標を設定するとともに、評価方法が分かりやすいものとなるよう検討されたい。

6 その他

- (1) 市民・事業者と共通の姿勢でまちづくりを進めていくという本計画の趣旨に鑑み、使用する語句や文章表現、用語の統一などに十分配慮するとともに、専門用語等については、注釈や解説を加えるなど、より分かりやすい内容となるよう工夫されたい。
- (2) 本計画の趣旨及び内容を市民・事業者に分かりやすく情報提供するとともに、理解が得られるように努められたい。

9 厚木市第10次総合計画市民検討会議規則

(設置)

第1条 市民協働により策定する第10次総合計画におけるまちづくりの方向性について検討するため、厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号。以下「条例」という。)第2条第2項の規定に基づき、厚木市第10次総合計画市民検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(委員)

第2条 検討会議の委員は、40人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、令和2年4月30日までとする。

(会長)

第4条 検討会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 条例第3条第1項の規定により設置する部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の議事について準用する。

6 条例第3条第2項の規定により、検討会議があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって検討会議の議決とする。

(意見の聴取等)

第7条 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、総合計画主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和2年4月30日限り、その効力を失う。

10 厚木市第10次総合計画市民検討会議委員名簿

役 職	部 会 名	部 会 役 割	氏 名	関 係 団 体
会長	子育て・ 教育部会		山 口 泉	南毛利地区地域づくり推進委員会
委員		部会長	臼 井 基 樹	厚木市立小中学校PTA連絡協議会
		部会長職務代理者	難 波 忠 弘	厚木地区私立幼稚園協会
			杉 山 和 男	公募による市民
			原 明日香	公募による市民
			高 橋 亘	厚木市保育会
			石 橋 優 子	厚木市大学連携・協働協議会
			鈴 木 弘 充	厚木市大学連携・協働協議会
			熊 崎 昌 司	厚木南地区地域づくり推進委員会
			畑 民 男	森の里地区地域づくり推進委員会
会長職務代理者	福祉・ 保健部会		小 川 喜 道	厚木市大学連携・協働協議会
委員		部会長	木 下 幸 男	公募による市民
		部会長職務代理者	沢 尻 美 幸	厚木医療福祉連絡会
			高見澤 加太郎	公募による市民
			小 松 紀久男	厚木市老人クラブ連合会
			野 元 薫	社会福祉法人厚木市社会福祉協議会
			大 塚 裕 美	睦合北地区地域づくり推進委員会
			横 岩 康 平	荻野地区地域づくり推進委員会
			梶 本 久 夫	南毛利南地区地域づくり推進委員会
			笹 山 恵 一 郎	緑ヶ丘地区地域づくり推進委員会
委員	産業・ まちづくり 部会	部会長	森 田 芳 朗	厚木市大学連携・協働協議会
		部会長職務代理者	細 谷 昭	公募による市民
			門 倉 寛 乃	公募による市民
			菊 池 美 明	厚木市自治会連絡協議会
			建 部 覚	厚木商工会議所
			松 本 聡	一般社団法人厚木市商店会連合会
			棗 進	厚木北地区地域づくり推進委員会
			大 塚 孝 夫	依知北地区地域づくり推進委員会
			石 井 勝 巳	睦合南地区地域づくり推進委員会
			松 本 享 一	小鮎地区地域づくり推進委員会
委員	環境・ 河川部会	部会長	御手洗 洋蔵	厚木市大学連携・協働協議会
		部会長職務代理者	池澤 勝海	睦合西地区地域づくり推進委員会
			石 井 照 治	公募による市民
			小 泉 清	公募による市民
			大 矢 和 人	厚木市農業協同組合
			白 鳥 佑 記	公益社団法人厚木青年会議所
			石 川 信 子	国際ソロプチミスト厚木
			星 野 一 郎	依知南地区地域づくり推進委員会
			加 藤 隆	玉川地区地域づくり推進委員会
			野 際 芳 治	相川地区地域づくり推進委員会

(敬称略)

はじめに

私たち、「厚木市第10次総合計画市民検討会議」は、市民協働により策定する第10次厚木市総合計画におけるまちづくりの方向性について検討するため、公募市民及び各関係団体の代表等で組織し、将来の厚木市のありべき姿について熱く検討を重ねてきました。

検討に当たっては、子育て・教育、福祉・保健、産業・まちづくり、環境・河川の4部会に分かれ、担当する分野を中心として、分野横断的に検討を進めてきました。

検討する視点としては、総合計画の計画期間が2021年度から12年間の長期計画であることから、市の現状と課題の把握にとどまらず、未来のあるべき姿を起点にして「何をすべきか」を考える「未来志向型」思考により、市のまちづくりの方向性について検討を進めてきました。

この度、各部会での検討を経て、本市の目指すべき将来の方向性をまとめましたので、厚木市長へ「提言」いたします。

この「提言」は、市民の声として作成したものであり、第10次厚木市総合計画の策定に活用していただくとともに、ワークショップ等市民参加の場での意見等も踏まえ、厚木市が、活気と幸せが満ちあふれ、誰もが希望と生きがいを持てる住みたいまち日本一を目指し、チャレンジし続けるまちとなることを願ってやみません。

令和元年12月25日

厚木市第10次総合計画市民検討会議 委員一同

2032年のありたい姿

活気と幸せが満ちあふれ、
誰もが希望と生きがいを持てる
住みたいまち日本一を目指し、
チャレンジし続ける厚木

私たち厚木市第10次総合計画市民検討会議は、2021年度からスタートする「第10次厚木市総合計画」の策定を市と共に進めるために設置され、2032年の理想的な厚木の姿を実現するための検討を行ってきました。

厚木市を取り巻く社会環境は、少子高齢社会の進展、人口減少社会の到来、大規模災害発生の危惧のほか、情報通信技術やIoTの普及など、目まぐるしく変化し続けています。

これらの社会環境の変化に対応していくためには、市民と市が手を携え、将来を見据えたまちづくりを共に進めていくことが重要です。

そのためには、市民相互がつながり、地域力を高めることが望まれます。市民一人ひとりが地域の一員である

ことを再認識し、自分たちのまちは自分たちでつくるとの思いを持ち、人とのつながりを大切に育み、地域活動を活性化させることを通じて、生きがいや幸せがあふれる、誰一人取り残さないまちを実現できると確信しています。

現在進められている新たな産業拠点の創出や道路、中心市街地の整備など、厚木市は今も大きく変わり続けています。市には、これらの都市基盤の強みをいかし、将来にわたって活力ある持続可能な、厚木らしい個性が輝き続けるまちづくりを期待します。

先人が守り育んできた豊かな自然環境、高い産業集積度、交通の要衝という魅力ある資源を最大限にいかし、市民が誇りと愛着を持てるまちの実現に向け、「活気と幸せが満ちあふれ、誰もが希望と生きがいを持てる住みたいまち日本一を目指し、チャレンジし続ける厚木」こそ、私たちの理想とするまちの姿です。

第10次厚木市総合計画の計画期間である2032年を越えて、厚木市のまちづくりは続いていきます。住みたいまち日本一の実現に向け、市民と市が共にチャレンジし続けていくことが、その先の希望に満ちた、理想的な未来へとつながっていくものと信じています。

部会別提言

部会名	検討分野
子育て・教育部会	子育て、教育
	生涯学習、文化、スポーツ
福祉・保健部会	福祉、保健、医療
	安心・安全、防災
産業・まちづくり部会	産業、都市、労働
	道路・交通
環境・河川部会	環境、河川
	観光

子育て・教育部会

子育て、教育分野

●地域で子どもが育つまちの実現

<提言の柱>

1 地域コミュニティの再生

- (1) 地域の高齢者による子育て支援の促進
- (2) みんなで見守る安心・安全な子育て環境の整備
- (3) 地域での祭りなど、多世代が交流できる場づくり

2 気持ちを育む教育の実施

- (1) 失敗を恐れずに挑戦できる環境づくり
- (2) 子どもの希望とやる気を引き出す志教育の充実
- (3) 自主性・自己肯定感を育む自立教育の展開

3 企業と連携した子育て・教育支援の充実

- (1) 企業の子育てへの理解の促進
- (2) 企業の特性をいかした講座の充実
- (3) 先端技術に触れられる機会の充実

●子どもが夢と希望をかなえられるまちの実現

<提言の柱>

1 夢と希望に向かって挑戦できる環境づくり

- (1) 誰でも自由に参加できる各種教室の充実
- (2) 特色ある学校や魅力ある授業などの選択肢の拡充
- (3) 様々な職業に触れられる機会の充実

2 尊敬できる人と出会える場づくり

- (1) 自分を導いてくれるメンターなどとの出会いを支援
- (2) 世界のスペシャリストやプロなどによるセミナーの開催
- (3) 地域にいるプロや経験者との交流

3 すべての子どもが等しく教育を受けられる制度づくり

- (1) 給付型奨学金制度の充実
- (2) 各家庭の状況に合わせた経済的・質的支援の充実

●一人ひとりに合わせた最高の教育があるまちの実現

<提言の柱>

1 高度専門教育の提供

- (1) 国内外の最高なプロフェッショナル教育者による教育環境の向上
- (2) 勉強・スポーツ・芸術などを強化した特色ある学校づくり
- (3) 専門分野、最先端を継続して学べる場の創出

2 地域での学習支援の充実

- (1) 元教諭や地域の人による教育支援
- (2) 子どもの疑問や質問に最適な答えを返せる体制の確立
- (3) 公共施設を活用した自習環境の充実

3 英語教育の推進

- (1) 幼児期から英語教育を受けられる場の充実
- (2) 全科目の授業を英語で行う語学専門クラスの設定
- (3) 国際色豊かな子どもを育てる取組の推進

生涯学習、文化、スポーツ分野

●本物と出会えるまちの実現

<提言の柱>

1 最高峰と出会える環境づくり

- (1) 最高峰の技術を体感できる機会の提供
 - ア 日本一や世界一経験者、プロフェッショナルと触れ合う機会の充実
 - イ 世界で活躍する人から技術を学べる仕組みづくり
 - ウ 世界大会の開催など、間近で体感できる場の創出
- (2) 最高峰を呼び込む制度づくり
 - ア 世界の専門家に対する移住優遇制度の創設
 - イ ジャズや大道芸など、イベントの専門家の移住の支援
- (3) 文化施設を活用した文化・芸術の振興
 - ア あつぎ郷土博物館を活用した郷土文化の普及
 - イ 他自治体の美術館や博物館などの利用補助
 - ウ 郷土料理の普及

2 人が集まる仕組みづくり

- (1) 魅力の創造
 - ア 埋もれてしまっている歴史や文化などの再生
 - イ 経験や体験を通じた伝統芸能の継承
- (2) 出かけたくなるイベントの実施
 - ア 魅力的なイベントの実施
 - イ 芸術系コンテストの実施
 - ウ 1年を通じてスポーツ・芸術・芸能に関するイベントの実施

(3) 市内外に向けた効果的な情報発信

- ア マーケティング、プレスリリース活動の活性化
- イ 市内のプロの情報発信とマッチングの支援
- ウ インターネットを活用した多角的な広報活動

3 「やってみたい」が実現できる環境づくり

- (1) きっかけをつくる場の整備
 - ア 学校や地域でのチャレンジできる場の充実
 - イ プロや有名アーティストとの交流の場づくり
 - ウ 世代を超えて好きなことを発見できる教室の開設
- (2) 眠っている気持ちを引き起こす環境づくり
 - ア 好奇心を向上させる仕組みづくり
 - イ 五感を刺激する体験の充実
 - ウ 一人ひとりの意識の改革
- (3) 大学・企業との連携
 - ア 大学と連携した文化・生涯学習・スポーツ活動の場の提供
 - イ 企業（社会人）による支援の仕組みづくり

福祉・保健部会

福祉分野

●「福祉」＝「幸せ・安心感」が得られるまちの実現

<提言の柱>

- 1 福祉ニーズとサービスをつなぐ仕組みづくり
 - (1) 「福祉」に親しみやすい環境づくり
 - ア 各種相談窓口の認知度向上
 - イ SNS等を活用した相談しやすい窓口の整備
- 2 地域におけるつながりの強化
 - (1) 誰もが気軽に交流できる場づくり
 - (2) 世代間交流の促進
 - (3) 人をつなぐ（“おせっかい”な）人の育成
 - (4) 互いに助け合える「お互い様」のコミュニティづくり
 - (5) 参加したくなる交流企画の立案
- 3 相互理解と人権尊重の仕組みづくり
 - (1) 認知症や障がいへの理解促進
 - (2) 成年後見制度の周知
- 4 支え手を増やす仕組みづくり
 - (1) 支え手が活躍できる仕組みづくり
 - ア 復職支援
 - イ 担い手研修の充実
 - ウ 技術大会等、福祉職の知名度向上に対する取組
 - エ 先進技術を活用した支え手の負担軽減
 - (2) 次代の支え手（福祉に携わる職、ボランティア）づくり
 - ア 思いやり教育の充実
 - イ 福祉や福祉職のイメージ向上
 - (3) ボランティア（有償・無償）の育成
 - ア サポートを必要とする人と支え手のマッチング

保健分野

●予防医療の進んだまちの実現

<提言の柱>

- 1 健診・検診の充実
 - (1) フレイル（虚弱）チェックの実施
 - (2) 検診受診率の向上に向けた取組
 - (3) 気軽に受けられる簡易な健康診断の実施
- 2 「自らの健康は自分でつくる」取組へのサポート
 - (1) ICTを活用した健康管理の見える化
 - (2) 健康に対する意識啓発の充実及びイベントの開催
 - (3) 生活習慣改善に対する取組
 - (4) 未病センターの充実
- 3 精神的健康の維持・増進に対する取組
 - (1) 心の健康に対する取組

(2) 自殺防止に対する取組

4 情報提供の充実

(1) 健康に対する相談窓口情報の提供・周知の徹底

5 適切な医療が受けられる体制づくり

(1) 医療レベル（技術・機器）の向上

(2) 病院や診療所などをネットワークでつなぐ仕組み

6 地域や企業における取組

(1) 単身世帯者に対する見守り

(2) 企業の従業員に対する健康増進への取組の充実

安心・安全、防災分野

●誰もが安心・安全に暮らせるまちの実現

<提言の柱>

- 1 消費者を守る取組の強化
 - (1) 悪質商法等に対する取組
- 2 防犯対策の強化
 - (1) 防犯カメラの設置、増設
 - (2) 関連機関による見回りの強化
- 3 災害対策・防災の強化
 - (1) 浸水対策等災害時のリスク軽減への取組
 - (2) 災害時に確実に届く情報提供、周知の徹底、関係機関における共有
 - (3) 要配慮者に対する支援の強化
 - (4) 地域における災害対応力の強化
 - (5) 「自分の命は自分で守る」という防災意識の啓発及び支援
- 4 交通安全対策の強化
 - (1) 安心して歩くことができる歩行空間の整備
 - (2) 地域での交通安全見守り体制の強化

産業・まちづくり部会

産業分野

●話題になる魅力あるまちの実現

<提言の柱>

- 1 個性と意欲のあふれるまちづくり
 - (1) 企業誘致と起業の推進
 - (2) 誘致企業と市内企業のマッチングの推進
 - (3) 厚木市で起業することのメリットの発信強化

(4) 事業承継への継続的な機会の提供

2 ここにしかないモノがあるまちづくり

(1) 他都市との差別化・魅力づくりの推進

(2) 空き家、空き店舗を活用した場の提供

(3) 個性ある取組を応援する仕組みづくり

3 市民がまちを作る・参加型まちづくり

(1) 商店街という『強み』をいかしたまちの個性の創出

(2) 来訪者を確実にまちなかへつなぐ取組の推進

(3) 企業の外国人社員へのおもてなしの強化

都市分野

●人・企業にとって魅力あるまちの実現

<提言の柱>

1 キラキラとしたものがあるまちづくり

(1) 立ち寄りたい、通って帰りたいまちの創出

(2) 空き店舗が活用されるまちの創出

2 人にとって魅力あるまちづくり

(1) 道路に電柱、放置自転車のない空間のあるまちづくりの推進

(2) 暮らしの多様化に配慮したコンパクト・プラス・ネットワークの推進

(3) 愛甲石田駅周辺の都市機能の充実

(4) 今あるものを活用するリノベーションまちづくりの推進

3 企業にとって魅力あるまちづくり

(1) 産業拠点を起点とした産業の活性化

労働分野

●誰もが働きやすいまちの実現

<提言の柱>

1 外国人労働者の雇用環境の整備

(1) 経営者への雇用ノウハウの提供

(2) 交流の場の提供、日本人を交えたコミュニティづくりの推進

(3) 労働環境の向上に向けた支援

(4) 外国人を含めた技能集団づくり

(5) 外国人労働者の定住促進

2 生涯現役社会の実現に向けた取組

(1) 高齢者の就労環境の整備

(2) 市内大学との連携による「働くための」リカレント教育の推進

3 障がい者が働きやすいまちの実現

(1) 事業主のイメージアップ、メリットに繋がる施策の推進

(2) 企業に対する制度等の情報発信の強化

4 女性の就労環境の充実

(1) 働きながら子どもと一緒に昼食が取れるまちづくり

(2) 復職支援の充実

(3) 在宅勤務支援の推進（テレワーク+託児）

5 若者が働きたいまちづくり

(1) インターンシップを通じた市内企業への就職支援の強化

(2) 立ち寄りたい、通って帰りたいまちの創出

6 技術・技能の育成強化

(1) 若年有資格者の育成支援の推進

道路・交通分野

●道路・交通体系の最適化の実現

<提言の柱>

1 効率的な道路の整備

(1) 高規格幹線道路を最大限にいかした道路計画の策定

(2) 幹線道路のネットワーク化

(3) 人口減少・車両減少を見据えた道路網の検討

(4) タクシー乗り場、バス乗り場の「整理」

(5) 中心市街地へのアクセス改善に向けたバス専用レーン整備の推進

(6) 地域の実態に合った道路の活用

(7) 既存道路の効率化の推進

2 産業を支える道づくり

(1) 産業拠点へ向けたアクセスの強化

(2) 広域との交流・連携を促進する交通ネットワークの構築

3 市民の安全を守る道づくり

(1) 安全な歩行空間の確保

(2) 駅周辺の歩行者と自動車の動線の最適化

(3) バリアフリー化の徹底

(4) 信号機の適正化

(5) トラック、バスの大型化に対応した交差点の整備

(6) 生活道路の安全確保の強化

4 新たな価値観の創出

(1) カーシェアリングの本格的な研究・推進

(2) 自動車に頼らない移動手段の検討

5 チャレンジへの積極的なサポート

(1) 自動運転など最先端技術の実験都市の実現

(2) 新交通システムへの積極的な取組

(3) 自動運転化に備えた道づくり

6 誰もが移動しやすいまちづくり

(1) 循環型バス、コミュニティ交通の整備によるすべての世代の「足の確保」

環境・河川部会

環境分野

●温暖化対策と地球にやさしい社会の実現

<提言の柱>

1 再生可能エネルギーの導入促進

(1) エネルギーミックスに向けた再生可能エネルギーの導入

(2) 公共交通機関等における環境負荷の低減

2 環境負荷の少ない生活の普及・促進

(1) SDGs目標13(気候変動)の取組の普及

(2) LED照明、環境にやさしい素材の導入促進

(3) 地球にやさしい生活の推進

3 パートナーシップによる環境教育の推進

(1) 家庭や地域における環境教育の充実

(2) 小中学校におけるエコスクールの取組

(3) 事業者と行政の連携によるSDGsの普及

環境分野

●ごみの減量と市民・事業者の意識向上の実現

<提言の柱>

1 ごみの減量に向けた取組

(1) プラスチックごみの減量化に向けた取組

(2) ごみの減量に向けた分別・収集方法の構築

(3) 食品ロスの削減に向けた取組

2 リユース・リサイクルの推進

(1) 地域・事業者への普及・啓発

(2) リユースの更なる普及促進

(3) リサイクルの拡大に向けた取組

3 市民・事業者の意識向上に向けた取組

(1) 3Rの推進に向けた市民意識の醸成

(2) ごみの分別と出し方のマナー向上に向けた取組

(3) 包装簡略化の普及・啓発

環境・河川分野

●里山・緑地・農地・河川の保全と利活用の実現

<提言の柱>

1 自然との共存・共生

(1) 水域生態系の保護に向けた取組

(2) 森林の保全・再生に向けた取組

(3) 生物多様性の維持に向けた啓発・対策

2 公園・緑地の整備と農地の利活用

(1) 市民が憩える公園の整備

(2) 良好な緑地空間の保全

(3) 遊休農地の積極的な活用

3 河川とふれあえる環境づくり

(1) 子どもが遊べる水辺空間の整備

(2) 河川等の水質保全に向けた取組

(3) 国・県と連携した治水対策への取組

観光分野

●観光資源の創出と積極的な活用の実現

<提言の柱>

1 観光資源の活用と創造

(1) 自然資源を活用した観光振興

(2) 歴史資源をいかした新たな観光づくり

(3) 観光資源の創出に向けた環境整備

(4) 持続可能な観光業の促進(SDGs目標8関連)

2 観光情報の積極的な発信

(1) インバウンド観光客に向けたPRの強化

(2) 身近な観光資源の認知度アップに向けた取組

(3) あつぎの観光応援ファンドの創設

3 広域観光連携の促進

(1) 近隣自治体と連携した観光振興

(2) 観光資源のつながりによる新たな連携づくり

12 厚木市総合計画策定委員会設置規程

（目的及び設置）

第1条 本市の総合的かつ計画的な基本指針として、厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に必要な事項を調査検討するため、厚木市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想の策定に関すること。
- (2) 総合計画の基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定について必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には政策部を担当する副市長を、副委員長には他の副市長及び教育長をもって充てる。

（委員長等の職務）

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事会）

第6条 第2条の所掌事項について、専門的な調査、研究及び検討をさせるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の委員は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

- 3 幹事会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーには政策部企画政策課長（オリンピック・パラリンピック担当）兼統括政策調整担当を、サブリーダーには財務部財政課長兼統括政策調整担当をもって充てる。

（リーダー等の職務）

第7条 リーダーは、幹事会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事会の会議は、必要に応じてリーダーが招集する。
- 4 リーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 リーダーは、幹事会で調査し、研究し、検討した事項及び取りまとめた事項について、必要に応じて委員会に報告するものとする。

（庶務）

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

以下附則省略

13 厚木市総合計画策定委員会委員名簿

厚木市総合計画策定委員会(設置規程別表第1(第3条関係))

役職	職名
委員長	副市長(政策部担当)
副委員長	副市長
	教育長
委員	理事兼国道調整担当部長
	市長室長
	政策部長(オリンピック・パラリンピック担当兼デジタル化推進担当)
	総務部長
	財務部長
	福祉部長
	市民健康部長
	こども未来部長
	協働安全部長
	環境農政部長
	循環型社会推進担当部長
	産業振興部長
	まちづくり計画部長
	許認可担当部長
	都市整備部長
	市街地整備担当部長
	道路部長
	会計管理者
	消防長
	病院事業局長
	議会事務局長
	教育総務部長
	学校教育部長
	社会教育部長
	選挙管理委員会事務局長
	監査事務局長
	農業委員会事務局長
	環境農政部付け担当部長(厚木愛甲環境施設組合派遣)

厚木市総合計画策定委員会幹事会(設置規程別表第2(第6条関係))

役 職	職 名
リーダー	政策部企画政策課長(オリンピック・パラリンピック担当)兼統括政策調整担当
サブリーダー	財務部財政課長兼統括政策調整担当
委員	市長室秘書課長兼統括政策調整担当
	市長室危機管理課長
	政策部行政経営課長
	総務部行政総務課長兼統括政策調整担当
	福祉部福祉総務課長兼政策調整担当
	福祉部地域包括ケア推進担当課長
	市民健康部市民課長兼政策調整担当
	こども未来部こども育成課長兼政策調整担当
	協働安全部市民協働推進課長兼政策調整担当
	環境農政部環境政策課長兼政策調整担当
	環境農政部環境施設担当課長
	産業振興部産業振興課長(企業誘致担当)兼政策調整担当
	まちづくり計画部都市計画課長兼統括政策調整担当
	まちづくり計画部交通政策担当課長
	都市整備部河川ふれあい課長兼政策調整担当
	都市整備部市街地整備課長
	都市整備部まちづくり推進課長
	道路部道路管理課長兼統括政策調整担当
	道路部国県道調整担当課長
	会計課長
	消防本部次長兼消防総務課長兼政策調整担当
	市立病院経営管理課長
	議会事務局議会総務課長
	教育総務部教育総務課長兼統括政策調整担当
	学校教育部学務課長兼政策調整担当
	社会教育部社会教育課長兼政策調整担当
	選挙管理委員会事務局専任主幹
	監査事務局専任主幹
	農業委員会事務局専任主幹
	環境農政部付け担当課長(厚木愛甲環境施設組合派遣)

14 厚木市将来のためのまちづくり屋チーム設置規程

(設置)

第1条 少子高齢化の進展や人口減少など本市を取り巻く将来の社会環境の変化を的確に予測し、市民サービスの維持向上及び持続可能なまちの実現に向けて、本市の課題に応じた施策等を検討するため、厚

木市将来のためのまちづくり屋チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 チームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に係る諸事項及び実施計画に位置付ける事業等の検討に関すること。
- (2) 人口の現状分析及び将来人口に対応するために必要となる施策の検討に関すること。
- (3) 将来の社会環境の変化に対応するための地域の在り方の検討に関すること。

- (4) その他市民サービスの維持向上及び持続可能なまちの実現に必要な検討に関すること。

(組織)

第3条 チームは、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 チームにリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーは企画政策課長をもって充て、サブリーダーは企画政策課企画政策係長をもって充てる。

(リーダー等の職務)

第4条 リーダーはチームの会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 チームの会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

- 2 チームは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第6条 チームの庶務は、企画政策課において処理する。

(設置期間)

第7条 チームの設置期間は、この規程の施行の日から所掌事項が完了するまでとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、チームの運営について必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月28日から施行する。

15 厚木市将来のためのまちづくり屋チーム名簿

厚木市将来のためのまちづくり屋チーム(設置規程別表(第3条関係))

No	役 職	所 属 及 び 職 名
1	リーダー	企画政策課長
2	サブリーダー	企画政策課企画政策係長
3	メンバー	企画政策課計画調整係長
4	メンバー	企画政策課友好交流・オリンピック・パラリンピック推進係長
5	メンバー	危機管理課防災対策係長
6	メンバー	広報課広報係長
7	メンバー	行政経営課行政経営係長
8	メンバー	情報政策課情報企画係長
9	メンバー	行政総務課行政総務係長
10	メンバー	財政課財政係長
11	メンバー	福祉総務課福祉政策係長
12	メンバー	福祉総務課地域包括ケア推進担当
13	メンバー	障がい福祉課障がい福祉係長
14	メンバー	介護福祉課高齢者ふれあい係長
15	メンバー	健康長寿推進課健康医療係長
16	メンバー	健康づくり課母子保健係長
17	メンバー	こども育成課こども政策係長
18	メンバー	青少年課青少年育成係長
19	メンバー	市民協働推進課市民協働推進係長
20	メンバー	文化生涯学習課文化芸術振興係長

21	メンバー	セーフコミュニティくらし安全課セーフコミュニティ推進係長
22	メンバー	交通安全課交通安全係長
23	メンバー	環境政策課環境政策係長
24	メンバー	環境事業課資源循環係長
25	メンバー	農業政策課農業政策係長
26	メンバー	産業振興課産業振興係長
27	メンバー	商業にぎわい課商業振興係長
28	メンバー	観光振興課観光振興係長
29	メンバー	都市計画課まちづくり政策係長
30	メンバー	都市計画課交通政策係長
31	メンバー	住宅課住宅政策係長
32	メンバー	下水道総務課下水道総務係長
33	メンバー	河川ふれあい課河川整備係長
34	メンバー	公園緑地課計画整備係長
35	メンバー	市街地整備課中町第2-2地区整備係長
36	メンバー	まちづくり推進課まちづくり推進係長
37	メンバー	道路整備課幹線道路・スマートインター整備係長
38	メンバー	消防総務課消防総務係長
39	メンバー	教育総務課教育企画係長
40	メンバー	教育指導課教育指導係長
41	メンバー	社会教育課社会教育係長
42	メンバー	スポーツ推進課スポーツ推進係長
43	メンバー	文化財保護課文化財保護係長
44	メンバー	公募職員

16 厚木市将来のためのまちづくり屋チーム 報告書

はじめに

厚木市将来のためのまちづくり屋チームは、少子高齢化の進展や人口減少など本市を取り巻く将来の社会環境の変化を的確に予測し、市民サービスの維持向上及び持続可能なまちの実現に向けて、本市の課題に応じた施策等の検討を行っています。今年度は、令和3年度からスタートする、新たな総合計画について検討を進めてきました。

新たな総合計画である第10次厚木市総合計画策定に向けては、令和元年6月に設置された、公募市民及び各関係団体の代表等から構成される「厚木市第10次総合計画市民検討会議」において検討が進められ、検討結果は12月に「新たな総合計画策定に向けた提言書」として市長に提出されました。

また、市民の皆様から広く御意見をいただくため、

ワールドカフェや子育て等分野別ワークショップを開催し、多くの御意見・アイディアをいただいていることから、「将来のためのまちづくり屋チーム」においては、それらの検討経過を踏まえ、次の視点から検討を行いました。

- ① 市民検討会議における検討経過等を踏まえ、総合計画として盛り込むべき視点、分野、施策を再考し、網羅的な内容になるよう検討
- ② 第9次総合計画を策定したときから現在に至るまでの時代の変化を踏まえた検討
- ③ 市民検討会議やワークショップにおいて採用された「未来志向型」思考を用いて、本市の現状と課題の把握にとどまらず、未来のあるべき姿を起点にして「何をすべきか」について前向きに検討

検討においては、「第9次厚木市総合計画あつぎ元気プラン」が策定された平成21年3月から現在までの社会・経済情勢の変化を振り返り、本市を取り巻く現状・課題がどのように変化し、またそれらに伴う市民ニーズがいかに変化してきたか等について意見交換を行いな

がら、2032年の未来へと続く本市のまちづくりについて大局的な視点から検討を進めました。

ここで、これまでの検討経過を「新たな総合計画策定に向けた報告書」としてまとめましたので、厚木市総合計画策定委員会及び幹事会に報告いたします。

2032年に向けたまちづくりの視点

2032年の未来へと続く本市のまちづくりについて、分野横断的な観点から重要となる視点を、「2032年に向けたまちづくりの視点」として次のとおり整理しました。

「市民力」をいかした「共創」のまちづくり

本市には、市民協働で培った「市民力」という財産があります。今後についても、本市に関わるすべての人と共にまちづくりを行うことが、まちづくりの原動力や推進力となり、本市の更なる発展につながります。

多様性・包摂性のあるまちづくり

互いを理解し、認め合うことは、幸せあふれるまちづくりにつながることから、SDGsの理念である、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指すことが重要です。

情報発信力強化と利活用の推進

スマートフォンの普及等により、個人が多種多様な情報を収集できる中、正確な情報をいかに伝え、いかに受け取るかが課題となっています。

市民サービスに係る情報提供の充実はもとより、市民一人ひとりが正確な情報を収集・活用できる力を培うためのサポートが求められています。

持続可能なまちづくり

本市の広域的な道路ネットワーク等、地域資源を最大限にいかし、今後についても、活力や魅力あふれるまちづくりを力強く推進していくことが重要です。また、行財政改革の推進等、質の高い行政運営を継続する基盤づくりも求められています。

部会別検討分野

部会名	検討分野
子育て・教育部会	子育て、教育
	生涯学習、文化、スポーツ
福祉・保健部会	福祉、保健、医療
	安心・安全、防災
産業・まちづくり部会	産業、都市、労働
	道路・交通
環境・河川部会	環境、河川
	観光

部会別検討内容

子育て・教育部会

●笑顔で子育てできるまちづくり

- 子育てニーズに対応した支援の充実
 - 子育てに係る経済的負担の軽減
 - 幼児教育・保育環境の充実
 - 健やかな成長を支える体制の整備
- 安心して子育てできる環境づくり
 - いつでも相談できる体制の充実
 - 子育てと就労の両立支援
- 子育てを支える地域の実現
 - 多世代が集える場の提供
 - 地域で見守る子育て環境づくり

●未来を担う人を育む教育を推進するまちづくり

- 魅力と活力に満ちた学校教育の推進
 - 特色ある学校づくりの推進
 - 豊かな心の育成
- 課題やニーズに対応した教育の推進
 - 社会の変化に応じた教育の推進
 - 一人一人の教育ニーズに応じた支援体制の推進
- 充実した学校環境づくりの推進
 - 健やかな成長を促進する学校施設の整備
 - 地域と一体となった教育環境の整備
 - 家庭教育の推進
- 地域を担う人を育む社会教育の推進
 - 公民館を拠点とした地域力の向上
 - 青少年の健全育成

●誰もが自由に学ぶことができるまちづくり

1 あらゆる世代が学べる社会の実現

- (1) 世代を超えて教え合い学び合える場の創出
- (2) 学び直しができる機会の充実

2 気軽に取り組める環境の整備

- (1) 様々な学びを体験できる場の提供
- (2) 大学や企業と連携した講座の充実

●文化が息づくまちづくり

1 文化・芸術振興の環境整備

- (1) 文化・芸術に触れられる機会の充実
- (2) 文化・芸術活動を支える体制の確立

2 伝統文化が根付いている社会の実現

- (1) 伝統文化の継承・後継者育成
- (2) 伝統文化と触れ合える場の提供

●スポーツを身近に感じるまちづくり

1 スポーツに親しむ環境の整備

- (1) 自分に合ったスポーツが見つけられる場の提供
- (2) スポーツ大会を気軽に観戦できる機会の創出
- (3) いつでもスポーツができる環境の整備

2 生涯スポーツの普及

- (1) 誰もが気軽にできるスポーツの推進
- (2) 健康増進につながるスポーツの普及

3 向上し続けられる環境の整備

- (1) 指導者の掘り起こしと育成
- (2) チャレンジする気持ちの醸成

福祉・保健部会

★：まちづくり屋としてのユニークアイデア

●住み慣れた地域で生涯にわたって活躍し、最期まで安心して暮らせるまちづくり（地域包括ケア社会の実現に向けて）

1 高齢者が活躍できる環境づくり

- (1) 人とのつながり、交流の場の創出
- (2) 定年後のライフプラン設計に対するサポート★
- (3) 地域福祉活動へのサポート
- (4) 福祉職の人材確保や地域での支え手の確保

2 障がいのある人もない人も活躍できる環境づくり

- (1) 障がい（特性）についての理解促進
- (2) 障がい児・者の日常をサポートするサービスの充実
- (3) 共生社会の推進

3 生活困窮に対するサポート

- (1) 生活困窮に対する自立支援

4 「人生のしまい方」に対する取組★

- (1) 終末期の迎え方についての意識啓発
- (2) 在宅看取りについての普及・啓発
- (3) 人生の最終段階に関する情報の発信

5 成年後見制度の利用促進

- (1) 成年後見制度の啓発
- (2) 制度利用が必要な人の早期発見・早期支援
- (3) 相談機能及び制度利用促進機能の強化
- (4) 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置
- (5) 市民後見人の育成等、成年後見制度の担い手の確保

6 安心して相談できる体制づくり

- (1) 相談窓口の周知
- (2) 「断らない相談支援」の推進
- (3) 本人・世帯と社会との接点を生み出す「参加支援」の推進
- (4) 複合的な課題に対する総合相談機能の充実

●健康寿命延伸に向けたまちづくり

1 自己健康管理に対する取組の充実

- (1) 健康づくりについて「知る」「学ぶ」取組の充実
- (2) 健康づくりに「参加する」取組の充実
- (3) 健診の重要性の啓発

2 心の健康に対する取組の充実

- (1) 心の健康についての啓発
- (2) 自殺対策への取組の充実
- (3) 引きこもりに対するサポート

3 安心して医療が受けられる体制づくり

- (1) ICTを活用した医療サービスの提供
- (2) 地域医療の充実
- (3) 医療の支え手の確保
- (4) 災害時における医療体制の整備

4 予防的な取組の推進

- (1) 予防的な取組の推進

●多様性を認め合い、誰もが活躍できるまちづくり

1 ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂）の推進

- (1) 共生社会の推進

2 多文化の共生と国際交流を通じた理解促進

- (1) 多文化共生に対する取組の推進

- (2) 海外友好都市との交流を通じた相互理解の促進
- (3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（レガシー）を契機とする相互理解の促進

3 安心して相談できる体制づくり

- (1) 人権相談等の相談窓口の周知
- (2) 支援体制の充実

●災害に対する社会基盤の強靱化

1 災害対策の強化

- (1) 災害リスクに対するハード整備の強化
- (2) 強靱化への取組の推進
- (3) 安心して避難できる環境の整備
- (4) 災害発生時の対応力強化
- (5) 減災のための広域連携の推進

2 消防力・防災力の強化

- (1) 消防力・防災機能の強化
- (2) 地域における防災力の強化

●安心・安全に暮らせるまちづくり

1 セーフコミュニティの推進

- (1) 地域との協働によるセーフコミュニティの推進

2 防犯対策の強化

- (1) 地域における体感治安向上に向けた取組の推進

3 消費者を守る取組の強化

- (1) 消費者保護に対する取組の強化

4 交通安全対策の強化

- (1) 高齢者に対する交通安全対策の強化
- (2) 子どもに対する交通安全対策の強化
- (3) 放置自転車対策の強化

産業・まちづくり部会

★：まちづくり屋としてのユニークアイデア

●市民の暮らしとまちを支える産業のまちづくり

1 持続可能なまちを支える産業の振興と活性化

- (1) 企業誘致と起業の推進
- (2) 持続可能な企業活動への支援
- (3) 先端技術へのチャレンジを支える仕組みづくり

2 個性がかがやく商業活動の創出

- (1) 他都市との差別化・魅力づくりの推進
- (2) 商店街という『強み』をいかしたまちの個性の創出
- (3) 来訪者を確実にまちなかへつなぐ取組の推進

3 戦略的農業の推進★

- (1) 地理的優位性をいかした戦略的農業の推進
- (2) 「稼げる農業」実現に向けた支援
- (3) 鳥獣被害対策の推進
- (4) 林業への支援

●地域の資源をいかした魅力あるまちづくり

1 中心市街地の都市機能と魅力の向上

- (1) 都市機能の向上
- (2) 人が集いにぎわいを生むまちの創出
- (3) まちの資源の有効活用

2 総合的・計画的土地利用の推進

- (1) 広域的な道路ネットワークをいかした既存産業の強化と新たな産業拠点の創出
- (2) 暮らしの多様化に配慮したまちづくりの推進
- (3) 快適な暮らしを支える都市施設等の整備

●誰もが働きやすいまちづくり

1 多様な働き方への支援

- (1) 就労支援の充実
- (2) 勤労者福祉の向上
- (3) 多様な働き方への支援

●誰もが快適に移動できるまちづくり

1 円滑かつ安全に移動ができる道路整備の推進

- (1) 道路ネットワークの整備
- (2) 安心・安全な生活道路の整備
- (3) 安全な歩行・走行空間の確保
- (4) 中心市街地の歩行環境の整備等

2 快適に移動できる公共交通の充実

- (1) 誰もがどこでも移動しやすい公共交通ネットワークの構築
- (2) 路線バスの定時性、速達性の確保
- (3) 円滑な乗り換え環境の整備
- (4) 鉄道による輸送力強化の促進

3 新たな交通システムへの取組の推進

- (1) 最先端技術の実験都市の実現
- (2) 自家用車に過度に頼ることのない移動手段の検討

環境・河川部会

●温暖化対策が進んだまちづくり

- 1 温室効果ガスの削減
 - (1) 省エネ機器、環境にやさしい素材の導入促進
 - (2) 地球にやさしい生活の推進
- 2 再生可能エネルギーの導入促進
 - (1) エネルギーミックスに向けた再生可能エネルギーの導入
 - (2) 交通分野における環境負荷の低減
- 3 気候変動に適応した施策の推進
 - (1) SDGsの取組の普及
 - (2) 事業者と行政の連携

●循環型社会を目指すまちづくり

- 1 ごみの減量化の推進
 - (1) ごみの排出抑制に向けた取組
 - (2) ごみの減量に向けた分別・収集方法の構築
- 2 資源の循環化の推進
 - (1) リユース（再使用）の普及促進
 - (2) リサイクル（再生利用）の推進
- 3 廃棄物処理施設の整備
 - (1) ごみ中間処理施設の整備
 - (2) ふれあいプラザの再整備

●自然との調和が取れるまちづくり

- 1 生物多様性の保全
 - (1) 水域生態系の保護に向けた取組
 - (2) 生物多様性の維持に向けた対策
- 2 里地・里山の再生
 - (1) 里地・里山の保全活動
 - (2) 森林再生の推進
 - (3) 耕作放棄地の活用
- 3 環境教育の充実
 - (1) 持続可能な社会に向けた環境教育の推進
 - (2) 学校における環境教育の充実

●みどり豊かな美しい環境のまちづくり

- 1 緑に囲まれた暮らしの実現
 - (1) 市街地緑化の推進
 - (2) 遊休農地の積極的な活用
- 2 公園緑地の整備・保全
 - (1) 市民が憩える公園の整備
 - (2) 良好な緑地空間の保全
- 3 環境美化の推進
 - (1) 地域における美化推進
 - (2) 不法投棄等の防止対策
 - (3) 動物愛護・ペットの適正飼養の推進

●河川環境が整備されたまちづくり

- 1 河川環境の整備・保全
 - (1) 良好な河川環境の保全
 - (2) 河川等の水質保全対策
- 2 水辺とふれあえる親水空間づくり
 - (1) 誰もが憩える親水空間づくり
 - (2) 国・県と連携した治水対策

●四季とふれあえる観光資源をいかしたまちづくり

- 1 観光資源の活用と創出
 - (1) 歴史資源をいかした新たな観光づくり
 - (2) 観光資源の創出に向けた環境整備
- 2 観光情報の発信強化
 - (1) インバウンド観光客に向けたPRの強化
 - (2) 身近な観光資源の認知度アップに向けた取組
- 3 地域への支援
 - (1) 自然資源を活用した観光振興
 - (2) 持続可能な観光業の促進
- 4 広域観光の推進
 - (1) 近隣自治体と連携した観光振興
 - (2) 観光資源のつながりによる新たな連携

●住み・働き・訪れたくなるまちづくり

- 1 あつぎの魅力の熟成と発信
 - (1) あつぎの魅力の熟成
 - (2) メディアミックスによるシティプロモーション

2 キャッチフレーズの募集

計画策定に向けた機運を高めるとともに、募集を通じて、市への愛着を深めてもらうため、まちの魅力や市への愛着を表現するキャッチフレーズを募集し、令和元年7月から9月にかけて832人から959点の応募をいただきました。

最優秀作品は本計画書にイラストを掲載しています。

入賞者及び作品一覧

テーマ 「わたしが住んでいるあつぎは、」

小・中学生作品(夏休みの作品募集)

市では、まちの方向性を定める新たな総合計画の策定を進めています。

計画策定に向けて、まちの魅力や市への愛着を表現するキャッチフレーズを募集します。

策定に計った向けた

キャッチフレーズ募集

応募締切：令和元年9月30日（月）

◆応募資格◆
厚木市在住・在学の方

◆応募内容◆ ※応募作品は自作、未発表のもので1テーマあたり1人1点
テーマ1「わたしが住んでいるあつぎは、」
テーマ2「わたしが学んでいるあつぎは、」
テーマ3「わたしが働いているあつぎは、」に続くフレーズを記入ください。
(例)「わたしが住んでいるあつぎは、いっしょに育ててくれる。」

◆提出方法◆
ハガキ、FAX、Eメール、市ホームページの応募フォームに、キャッチフレーズと、〒住所、氏名（ふりがな）、電話番号、年齢を記入し、下記まで提出してください。

◆提出先◆
〒245-0511 企画政策課（〒と署名だけで構いません。）
FAX 046-225-3732
☎1100@city.atsugi.kanagawa.jp

◆表彰等◆
最優秀作品は、デザイナーによるイラスト入りで計画冊子に掲載

問い合わせ先 厚木市 企画政策課 ☎046-225-2455

厚木市 キャッチフレーズ 検索

賞	キャッチフレーズ	学校名	学年	名前
最優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、しぜんと、まちがなかよしです。(p.105参照)	南毛利小学校	2年	九嶋 大斗
最優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、えがおが、かがやく心がふれあう町(p.69参照)	厚木第二小学校	2年	多田 花蓮
最優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、友達いっぱい 自然がいっぱい いいこといっぱい(p.129参照)	厚木小学校	4年	徳永 日和
優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、おいしいのしいうれしいが たくさん あるまち	上荻野小学校	1年	井上 瑛太
優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、しぜんがいっぱい、ゆめいっぱい。	厚木第二小学校	2年	久野 優悟
優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、わたしといっしょに大きくなる町	北小学校	2年	高野 真桜
優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、いろいろなまちに、つづくみちがある。	戸田小学校	2年	高橋 一生
優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、ずーっと ずっと 住みたいまち	厚木第二小学校	4年	田平 結奏
優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、みんなが しあわせに なるまち	厚木小学校	2年	二見 遥佳
優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、豊かな心を育てる町	厚木第二小学校	6年	吉田 莉子
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、みんなげんきで やさしいまち	妻田小学校	1年	荒金 悠也
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、笑顔であいさつできる町	玉川小学校	5年	池田 陽
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、地域 皆が家族のような優しい町	厚木第二小学校	4年	片倉 嘉希
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、ずっとくらしたい わたしのふるさと	厚木小学校	1年	北 侑奈

賞	キャッチフレーズ	学校名	学年	名前
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、 自然が豊かでみんなが笑顔	厚木第二小学校	6年	古知屋 航平
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、 ずっと住みつづけたい町	小鮎小学校	4年	関口 翔也
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、 子どもからお年よりまで笑顔あふれる住みよいまち	厚木第二小学校	5年	相馬 楓
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、 元気で笑顔があふれるきずなの街です。	三田小学校	4年	竹松 郁人
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、 人と人がふれあい、笑顔いっぱい町。	厚木第二小学校	4年	寺井 奏空
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、 大人になっても、ずっと住みたいと思える街	妻田小学校	6年	三好 結愛里

公募作品

賞	キャッチフレーズ	名前
最優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、帰ってくると ほっとする (p.119参照)	青木 洋子
最優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、いいね!の花が ひろがるまち (p.49参照)	井上 宏美
最優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、私の「これから」と、共にある。 (p.101参照)	井上 友佳子
最優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、あたたかい、ふれあいのまち (p.65参照)	高信 文彦
優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、いくつになっても、よりそい、支えてくれる	大野 七奈子
優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、鮎おどり 花火咲く町	澄田 義廣
優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、わたしの声がとどく	高野 亜耶
優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、人々のやさしさがあふれている	圓子 清美
優秀賞	わたしが住んでいるあつぎは、生涯住み続けたい街です。	横山 かほる
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、ただいま が似合う、おかえり が温かい	石倉 綾子
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、聴こえるよ。コロコロ笑うみんなの音が。	石田 真智子
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、いつも賑やかな声が聴ける	太田 迅
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、ふと恋しくなる場所です。	大高 琴音

賞	キャッチフレーズ	名前
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、あたたかい心が つながり合う ぎりと人情の街	篠田 直美
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、子供に優しい町	田口 美憂
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、安心して暮らせる、街。	但馬 直樹
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、人々の優しさに溢れている	手島 彩
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、風通しがよくて、あたたかい	畑屋 裕美
佳作	わたしが住んでいるあつぎは、人をつなげてくれる	森光 祐文

テーマ 「わたしが学んでいるあつぎは、」

賞	キャッチフレーズ	名前
最優秀賞	わたしが学んでいるあつぎは、学びの輪が広がる町 (p.83参照)	飛鳥田 あいり
最優秀賞	わたしが学んでいるあつぎは、たくさんの夢であふれている (p.77参照)	富田 珠寿
優秀賞	わたしが学んでいるあつぎは、豊かな自然に夢がふくらむ	北村 純一
優秀賞	わたしが学んでいるあつぎは、いつでもチャレンジできる街。	譽田 珂乃子
優秀賞	わたしが学んでいるあつぎは、だれでも 夢に チャレンジできる。	手水 純之介
優秀賞	わたしが学んでいるあつぎは、環境豊かで学びやすい	二見 真夢
優秀賞	わたしが学んでいるあつぎは、「感謝」の気持ちを教えてくれた街	三橋 章
佳作	わたしが学んでいるあつぎは、スポーツが盛ん	石川 朋花
佳作	わたしが学んでいるあつぎは、地域の人の優しさに溢れている。	黄金井 華
佳作	わたしが学んでいるあつぎは、未来を創る	工藤 愛結奈
佳作	わたしが学んでいるあつぎは、絆でひろがる未来都市	榊原 勇城
佳作	わたしが学んでいるあつぎは、きゅうしょくがめちゃくちゃおいしい！	白須 篤人
佳作	わたしが学んでいるあつぎは、熱中させる	杉本 聖
佳作	わたしが学んでいるあつぎは、沢山の経験をくれる。	土田 麗花
佳作	わたしが学んでいるあつぎは、成長したい人にピッタリ	土井 和誠
佳作	わたしが学んでいるあつぎは、共に学んでくれる	野口 拓海
佳作	わたしが学んでいるあつぎは、自然がたくさんのことを教えてくれる	吉田 優月

テーマ 「わたしが働いているあつぎは、」

賞	キャッチフレーズ	名前
最優秀賞	わたしが働いているあつぎは、ありがとうと言ってもらえる (p.109参照)	大坂 まりあ
最優秀賞	わたしが働いているあつぎは、やりがいも生きがいもあるまち (p.87参照)	小西 夏希
優秀賞	わたしが働いているあつぎは、人とのかかわりが深い街	石渡 優奈
優秀賞	わたしが働いているあつぎは、活気にあふれた街	梅澤 恵
優秀賞	わたしが働いているあつぎは、未来へと歩いているあつぎ	佐藤 利恵
優秀賞	わたしが働いているあつぎは、みんなに自慢したくなる、そんなステキな街なのです。	鈴木 香里
優秀賞	わたしが働いているあつぎは、住みやすく学びやすい街	鈴木 剛史
佳作	わたしが働いているあつぎは、希望と絆の橋渡し	天野 一
佳作	わたしが働いているあつぎは、地域の人が優しい	落合 椋也
佳作	わたしが働いているあつぎは、笑顔が交差する	鹿児嶋 愛子
佳作	わたしが働いているあつぎは、働くのが楽しい	加藤 睦
佳作	わたしが働いているあつぎは、地域のひとがみなあたたかい	小池 梨穂
佳作	わたしが働いているあつぎは、責任の大切さを教えてくれる	小嶋 亜弥
佳作	わたしが働いているあつぎは、アクセス良好、進化中	譽田 多佳美
佳作	わたしが働いているあつぎは、幸せと笑みがある。	長澤 由美子
佳作	わたしが働いているあつぎは、未来に希望の持てるまち	長谷川 美雪
佳作	わたしが働いているあつぎは、やさしい人でいっぱいだ	松本 紗南

(敬称略)
令和元年度現在

新たな総合計画策定に係る市民アンケートの概要

1 調査目的

令和3年度を始期とする第10次厚木市総合計画策定の基礎資料とするとともに、市民のまちづくりに対する考えや市民生活に密着した事項について、市民の意識や市民ニーズを把握することを目的としています。

2 調査対象者

厚木市在住の18歳以上の男女（外国籍市民含む。）
調査票A：2,000人
調査票B：2,000人 総対象 4,000人

3 調査項目

調査票Aでは、13分野38項目の実感度・重要度、分野別行動変容度及び総合幸福度について調査しました。
調査票Bでは、14分野41項目の実感度・重要度、分野別行動変容度及び総合幸福度について調査しました。

調査票A(実感度・重要度)

分野	設問
①災害に強いまちづくりの推進	3項目
②セーフコミュニティの推進	3項目
③健康寿命延伸に向けた取組の推進	5項目
④多様性の尊重と平和に向けた取組の推進	3項目
⑤文化芸術に親しむことができるまちづくりの推進	3項目
⑥スポーツに親しむことができるまちづくりの推進	3項目
⑦地域の個性をいかした魅力あるまちづくりの推進	3項目
⑧安心して働くことができるまちづくりの推進	1項目
⑨観光振興に向けた取組の推進	3項目
⑩農業・林業・水産業の振興に向けた取組の推進	3項目
⑪地球温暖化対策の推進	3項目
⑫自然との共生に向けた取組の推進	3項目
⑬都市間連携の推進	2項目

調査票B(実感度・重要度)

分野	設問
①消防力の充実・強化	3項目
②地域包括ケア社会の実現に向けた取組の推進	6項目
③子育て環境の充実	3項目
④学校教育の充実に向けた取組の推進	4項目
⑤地域での学びを支える社会教育と生涯学習の推進	4項目
⑥中心市街地の魅力向上に向けた取組の推進	2項目
⑦産業・商業振興に向けた取組の推進	4項目
⑧誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進	4項目
⑨シティプロモーションと定住促進の推進	2項目
⑩持続可能な循環型社会の推進	1項目
⑪緑豊かなまちづくりの推進	2項目
⑫河川と共生するまちづくりの推進	1項目
⑬市民参加・市民協働の推進	2項目
⑭行財政改革の推進	3項目

4 抽出方法

住民基本台帳を基に無作為抽出

5 調査方法

郵送配布、郵送又はインターネット回収

6 調査期間

令和2年10月26日（月）から11月14日（土）まで

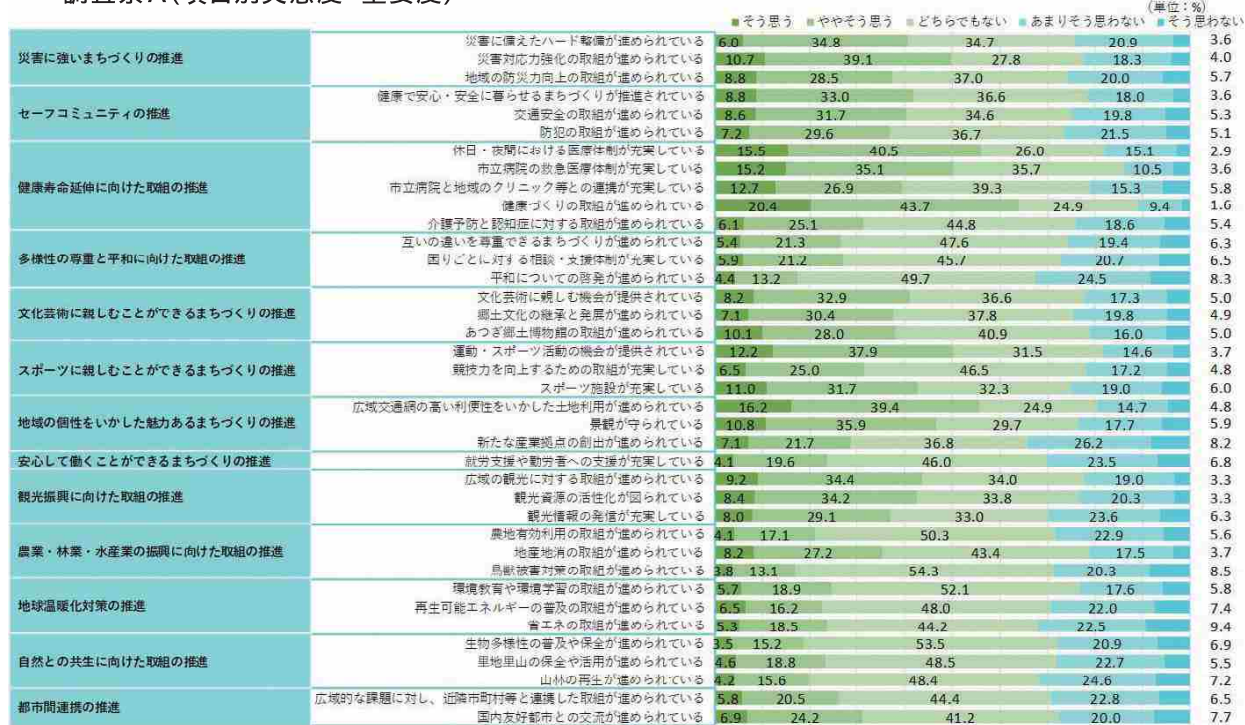
7 回収結果

(1) 有効回収数	調査票A：1,040 調査票B：1,069	合計 2,109
(2) 回収率	調査票A：52.0% 調査票B：53.5%	合計 52.7%

8 調査結果

※計画に記載の成果指標における現状値は、小数点以下の端数処理等により、内訳の和と合計値が一致しない場合があります。

調査票A(項目別実感度・重要度)



調査票B(項目別実感度・重要度)



個別計画一覧

本市では、特定の行政課題に対応した様々な計画や指針を策定しています。これら個別の計画等の法令上の位置付けや計画の性格・期間などは様々ですが、第10次厚木市総合計画を各分野において補完・具体化していくものと位置付け、第10次厚木市総合計画の内容との整合

性を確保するとともに、第10次厚木市総合計画の推進と併せて、個別計画を推進することにより、施策の着実な展開を図ります。

施策展開の分野 (まちづくりのビジョン)	個別計画名	計画期間等	概要
全基本政策	第2期厚木市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	令和3年度～ 令和8年度	今後も進展が見込まれる人口減少・超高齢社会に的確に対応し、将来にわたって活力あるまちの礎を築くため、人口の将来展望の実現に向けた取組の方向性を示す計画です。
1 命、 財産を守り 抜くまち	厚木市都市防災基本計画	平成11年度 策定	災害に強いまちづくりを進めるため、計画的な土地利用を推進し、防災空間や都市施設等の安全性を確保するための指針となる計画です。
	厚木市国土強靱化地域計画	令和2年度 策定	本市における防災及び減災施策を客観的に分析・整理し、防災及び減災施策の更なる充実を図ることで、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような、強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げることを目的とした計画です。
	厚木市地域防災計画	平成24年度 策定 (平成30年度改定)	台風、地震、水害、火災、その他災害による人的被害を未然に防ぐために策定した市域の防災行政の指針となる計画です。 地域の防災を進め、市民の生命や財産を守り、社会秩序の維持と公共の福祉を確立することを目指します。
	厚木市国民保護計画	平成18年度 策定 (平成30年度改定)	武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、武力攻撃や大規模テロなどへの平素からの備えを始め、警報の伝達や避難住民の誘導、避難住民等への救援について定めた計画です。
	厚木市災害廃棄物処理計画	平成30年度 策定	大規模地震により発生した廃棄物処理を迅速かつ適正に行うことにより、災害時における市民の健康・安全の確保や速やかな復旧、復興を可能なものとするため、災害廃棄物の計画的かつ適正な処理に関する基本的事項を定めた計画です。
	厚木市耐震改修促進計画	平成27年度～ 令和3年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の耐震化の目標や耐震化を促進する施策等を定めた計画です。
	第2期厚木市消防力整備計画	令和3年度～ 令和8年度	消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、令和3年度からの6年間の消防力の充実・強化に向けた取組の方向性を示す計画です。

施策展開の分野 (まちづくりのビジョン)	個別計画名	計画期間等	概要
2 支え合い、生き生きと暮らせるまち	厚木市地域福祉計画(第5期)	令和3年度～ 令和5年度	「社会福祉法」に規定する「市町村地域福祉計画」であり、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画です。 また、「再犯の防止等の推進に関する法律」に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含した計画としています。
	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)	令和3年度～ 令和5年度	「老人福祉法」に規定する「市町村老人福祉計画」であり、本市における高齢者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。 また、「介護保険法」に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画としています。
	厚木市障がい者福祉計画(第6期)	令和3年度～ 令和5年度	「障害者基本法」に規定する「市町村障害者計画」であり、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。 また、「障害者総合支援法」に規定する「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」に規定する「市町村障害児福祉計画」を包含した計画としています。
	厚木市成年後見制度利用促進基本計画	令和2年度～ 令和5年度	「権利と利益を守り誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とし、成年後見制度の理解を進める施策や制度の理解が必要な人への支援を総合的に展開するとともに、地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画とするための計画です。
	あつぎ子ども未来プラン(第3期)	令和2年度～ 令和6年度	「子ども・子育て支援法」の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」とを合わせて、一体的に策定した、子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。
	厚木市自殺対策計画	令和元年度～ 令和5年度	「自殺対策基本法」の趣旨や新たな自殺総合対策大綱に基づき、本市の自殺の現状と課題を明らかにした上で、本市における自殺対策の方向性や施策を定めた計画です。
	第3次健康食育あつぎプラン	令和3年度～ 令和8年度	地域包括ケア社会の実現に向け、市民協働による健康づくりの施策展開を図るため、健康増進と食育推進の行動目標を定めた計画です。
	第3次厚木市男女共同参画計画	平成30年度～ 令和4年度	男女がお互いを尊重し、家庭、地域、職場など、あらゆる場で個人の能力を発揮することができ、生き生きと暮らせる社会の実現を目標とし、市民と行政が協働で取り組むことにより、男女共同参画の一層の推進を目指すための計画です。

施策展開の分野 (まちづくりのビジョン)	個別計画名	計画期間等	概要
3 夢や希望を持ち、 自己実現ができるまち	第2次厚木市教育振興 基本計画	令和3年度～ 令和14年度	これからの時代を見据えた教育振興に取り組むための基本理念・基本目標・基本方針等を定める計画です。
	第3次厚木市生涯学習 推進計画 第1期基本計画	令和3年度～ 令和8年度	生涯学習機会の充実を図り、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に生涯学習活動に参加することができる環境整備を図るため、生涯学習事業を総合的に推進するための計画です。
	第3次厚木市子ども読書活動 推進計画	平成30年度～ おおむね5年間	国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」及び「第三次神奈川県子ども読書活動推進計画」を基本として、本市における子どもの読書活動をより一層推進し、「読書大好きあつぎっ子」を育てるための計画です。
	第2次厚木市文化芸術 振興計画 第1期基本計画	令和3年度～ 令和8年度	「厚木市文化芸術振興条例」に基づき、市民等と行政が連携・協働し、基本理念「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」が目指すまちの姿の実現に向け、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための計画です。
	第2次厚木市スポーツ 推進計画	令和3年度～ 令和8年度	スポーツ施策をより一層総合的かつ計画的に推進し、「あつぎスポーツ王国」を着実に実現するための計画です。
4 人が集い、 交流し、 新たな価値を生むまち	厚木市都市計画 マスタープラン	令和3年度～ 令和22年度	総合計画における都市づくりの分野を担う計画であり、令和22年度を目標年次とした中長期的な視点から、将来の都市像や都市づくりの方向性を示す計画です。
	厚木市コンパクト・プラス・ ネットワーク推進計画	令和3年度～ 令和22年度	人口減少・超高齢社会における持続可能な都市づくりを進めるため、「コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実」により、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指す計画です。
	あつぎの道づくり計画	令和3年度～ 令和14年度	市道の整備や改良、維持管理など道づくりの考え方を示した、12年間の道路に関する総合的な計画です。
	厚木市交通マスタープラン	令和3年度～ 令和22年度	都市計画マスタープランの分野別計画として、本市の顕在化している交通課題への対応とコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造をいかしたまちづくりに向けて、市民の移動円滑化の促進を目的とし、公共交通や道路ネットワーク等に関する交通施策を定める計画です。
	厚木市空き家等対策計画	平成29年度～ 令和3年度	空き家対策の基本的な考え方を示すとともに、空き家対策の全体像を市民に広く周知を図り、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

施策展開の分野 (まちづくりのビジョン)	個別計画名	計画期間等	概要
4 人が集い、交流し、 新たな価値を生むまち	厚木市住生活基本計画	平成30年度～ 令和9年度	住宅政策の基本理念や基本方針を定め、住宅政策を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向性を示す計画です。
	第二次厚木市住居表示整備事業計画	平成17年度 策定	都市基盤整備の一環として、住居表示整備を円滑に進めるための基本となる計画です。
	中心市街地の全体構想	平成24年度～ 令和4年度	「魅力ある安全・快適な拠点性の高い交流のまち」の実現に向け、市民と共通の理解の下で取り組む指針として、中心市街地におけるまちづくりのテーマや目標などを定めた構想です。
	厚木市移動円滑化基本構想	平成14年度 策定	駅及びその周辺における重点的かつ一体的なバリアフリーを推進するための基本的方針をまとめた構想です。同構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者、県公安委員会が、それぞれ特定事業計画を策定し、具体的にバリアフリー整備を行います。
	厚木市景観計画	平成21年度 策定	「景観法」に基づき、良好な都市景観を形成するための方針を示し、周囲の景観に影響する行為に対する景観形成の方策を定めた計画です。
	第3次厚木市産業マスタープラン	令和3年度～ 令和8年度	地域経済の活性化、継続的な産業振興、にぎわいのあるまちづくりの具体的な施策を推進するための計画です。
	第2次厚木市観光振興計画	令和3年度～ 令和8年度	旅行形態の変化や旅行者ニーズの多様化、交通インフラの充実など、観光を取り巻く環境の変化に対応する新たな戦略を構築する計画です。
	厚木農業振興地域整備計画	昭和49年度 策定 (平成30年度改定)	農業振興地域における農業振興を図るため、「農用地利用計画」や「農業生産基盤整備計画」などを示した計画です。
	厚木市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成6年度 策定 (平成26年度改定)	農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的・安定的な農業経営を支援、育成するための構想です。
	厚木市都市農業振興計画	平成30年度～ 令和9年度	持続可能な都市農業の創造、多面的機能の発揮と魅力ある新たな農畜産業の振興を図るための計画です。

施策展開の分野 (まちづくりのビジョン)	個別計画名	計画期間等	概要
5 環境に優しく、 自然と共生するまち	厚木市環境基本計画	令和3年度～ 令和8年度	「厚木市環境基本条例」に基づき、本市の良好な環境を保全及び創造し、地球温暖化を始めとする環境諸問題の解決への貢献を果たすための総合的かつ計画的な環境行政の指針となる基幹的な計画です。 市民、事業者、民間団体・組織、行政が協働し、将来の望ましい環境の実現を目指します。
	厚木市地球温暖化対策実行計画	令和3年度～ 令和12年度	「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「神奈川県地球温暖化対策計画」など、国・県等の関連法・施策を踏まえ、本市の自然的・社会的条件を考慮しつつ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、温室効果ガス排出削減に向けた具体的な施策を推進するための計画です。
	厚木市一般廃棄物処理基本計画	令和3年度～ 令和8年度	循環型都市の実現に向け、更なるごみの減量・資源化を推進するとともに、生活排水に係る水質環境の向上を図るための計画です。
	生物多様性あつぎ戦略	平成24年度 策定	生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を計画的に推進するとともに、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる、自然と共生する社会の実現を図るための地域戦略です。
	元気な森づくり整備計画	平成29年度～ 令和3年度	本市の森林の現況を把握し、森林が持つ公益的な機能を有効利用できるよう、豊かな森林の再生を目指し、効率的な森林整備を図るため、計画対象エリアや年次別整備計画面積等を示した計画です。
	厚木市緑の基本計画	平成29年度～ 令和17年度	「都市緑地法」に基づき、緑地の保全、緑化の目標並びに緑化の推進などの基本方針及び施策を定め、本市の緑に関する将来を見据えた計画です。
	水辺ふれあい構想	平成19年度～ 令和8年度	本市の自然環境を構成する重要な要素である水辺（河川、小川、池、水源など）を対象に、憩いと活動の場の再生と創出に努め、水辺と人との触れ合いを、より身近にする新たなまちづくりを進めることで、心やすらぎ環境と元氣なあつぎを目指すための構想です。
6 市民と共に確かな成長を 創り出すまち	第7次厚木市行政改革大綱	令和3年度～ 令和8年度	社会環境の変化に対応した質の高い行政サービスを提供するため、令和3年度からの6年間の行政改革の取組を定めた計画です。
	厚木市情報化推進計画 (2021～2026)	令和3年度～ 令和8年度	市民の利便性の向上や将来にわたる安定的な行政運営の実現を目指し、ICTの効果的な利活用を推進するため、令和3年度からの6年間の取組の方向性を示す計画です。
	厚木市公共施設最適化基本計画	平成27年度～ 令和36年度	今後の人口減少社会や少子高齢化の一層の進展を見据え、今後も持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次代へと引き継ぐため、公共施設を市民共有の財産として捉え、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を推進するための計画です。

市民憲章など

厚木市民憲章（昭和39年2月1日制定）

大山を仰ぎ、相模川の流れに臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一 わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

厚木市章（昭和30年3月22日制定）

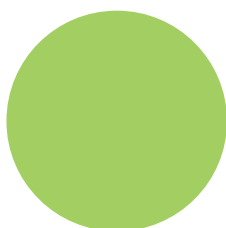
あつぎの3字と鮎3尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴する。



市の花：さつき・市の木：もみじ（昭和44年2月1日制定）



市の色：きみどり（昭和60年5月25日制定）



厚木市マスコットキャラクター「あゆコロちゃん」



あゆコロちゃん

厚木市家庭のしつけ（昭和44年2月1日制定）

わたくしたちの厚木市があかるくすみよいまちに発展してゆくためには、こどもたちを善意に満ちた健全な家庭の中で「よりよい社会人」に成長させてゆくことが必要です。

親は正しい愛情をもち、正しい生活と家族相互の理解などをいつも心にかけてながら、こどもが自分で考え正しい判断をして、あかるく行動ができるようによい家庭の「しつけ」を実践してゆきましょう。

あいさつのできるこどもにそだてましょう。

ありがとうといえるこどもにそだてましょう。

めいわくをかけないこどもにそだてましょう。

きまりのよいこどもにそだてましょう。

こんぎづよいこどもにそだてましょう。

すすんでしごとをするこどもにそだてましょう。

なかよくするこどもにそだてましょう。

親孝行都市宣言（昭和49年4月1日告示）

厚木市は、先人の努力により県央の近代都市としてめざましい発展をしているが、住みよい郷土づくりの基底ともなるべき人間性をつちかうために従前より厚木市民憲章や家庭のしつけを制定してきた。

そうした中であって、さらに慈愛深き家庭のなかに育成される親子の関係の重要性にかんがみ、人間の生命をはぐくみ育ててきたものは親であることを再認識し、子は親に感謝するという心豊かな人間性の涵養^{かんよう}を市民運動として展開するために「親孝行都市」を宣言する。

国際平和と核兵器廃絶を求める都市宣言“あつぎ”(平成5年4月1日告示)

世界の恒久平和は、私たちの共通の願いです。

私たちは、この地球を平和で美しいものとして、未来に引き継いでいかなければなりません。

しかし、国際平和の実現には、人々の理解と協調が必要であり、今、私たちには世界的視野で考え、行動することが求められています。

そのため、世界に開かれた“国際都市あつぎ”をめざす私たち厚木市民は、平和で安全な国際社会の実現に向けて、核兵器の廃絶と非核三原則の堅持を強く求め、ここに「国際平和と核兵器廃絶を求める都市」を宣言します。

あつぎ市民ふれあい都市宣言(平成27年2月1日告示)

厚木市は、先人のたゆまぬ努力により、自然と調和する都市として発展してきました。そして今、少子高齢化の進展や価値観の多様化により、人と人との関係が変化し、市民相互の絆がより大切になっています。

私たち一人一人が地域に関心を持ち、日頃から助け合い、市民協働により、身近な課題に取り組むことで、笑顔で暮らせる安心・安全なまちをつくることができます。

家庭や地域で思いやりの心を育み、ふるさと厚木を世代を超えて愛し、誇れるまちとするため、ここに「市民ふれあい都市」を宣言します。

ふれあいの家庭づくり

家族との絆を深め、人を思いやる豊かな心を育み、ぬくもりのある「心ふれあう家庭」をつくりましょう。

ふれあいの地域づくり

地域に暮らし、働き、学ぶ中で、地域活動の輪を広げ、みんなで支え合う「心ふれあう地域」をつくりましょう。

ふれあいのまちづくり

人とのつながりの輪を広げ、希望に満ちた、未来に輝く「心ふれあうまち厚木」をつくりましょう。

用語解説

語句	説明	ページ
あ行		
IoT (Internet of Things)	一般的に「モノのインターネット」と訳され、自動車や家電など、あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをする仕組みのこと。	14
あいこうさぶろうすえたか 愛甲三郎季隆	鎌倉時代初期、源頼朝に仕えた武士。愛甲荘を本領としていた。鎌倉幕府が編纂した歴史書である『吾妻鏡』にも弓の名手として度々書かれている。	193
ICT (Information and Communication Technology)	情報通信技術と訳され、コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク及びこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどの総称	35,80
空き家バンク	インターネットを通じて全国の空き家を紹介する仕組み	95
アクセシビリティ	高齢者、ホームページ等の利用に何らかの制約がある障がいのある方、利用に不慣れな方などを含めた全ての利用者が、ホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。	142
あつぎ家庭の日	厚木市子ども育成条例において、家族の絆を大切にするために定めた日。毎月第3水曜日	67,111
あつぎ協働大学	市内の大学や企業と連携し、それぞれの特色や専門性が高い講座を提供する事業	85
厚木市インターネットモニター	「広報あつぎ」や「あつぎ元気Wave」のほか、市の施策、サービスなどについて、インターネットを利用して意見を寄せるモニター	143
EC (Electronic Commerce)	物、サービスの売却あるいは購入の受発注が、コンピューターネットワークシステム上で行われること。	98
EV ごみ収集車	充電した電気により駆動するごみ収集車	127
生きる力	文部科学省が定める小学校、中学校、高等学校学習指導要領の基本的な考え方で、知・徳・体のバランスの取れた力のこと。	80
いのうえとくたろう 井上篤太郎	厚木市出身。神奈川県議会議員や衆議院議員として活躍したほか、実業家として京王電気軌道株式会社（現京王電鉄株式会社）の再建を果たした。同社の退職慰労金の一部を郷里三田村（現厚木市）の小学校建設費や中津川に架ける才戸橋建設資金などに提供した。	169
イノベーション	技術革新。これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。	14,106

語句	説明	ページ
インクルーシブ教育	共生社会の実現に向け、できるだけ全ての子どもが同じ場で共に学び共に育つための教育	82
インターナショナルセーフスクールの認証	インターナショナルセーフスクールとは、(体及び心の)ケガ及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進める活動のことであり、その認証とは、安全な学校づくりのための仕組みが確立され、機能している学校に与えられるもの	173
AI (Artificial Intelligence)	人工知能。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術	14
SNS (Social Networking Service)	登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス	112,143
NPO (Non-Profit Organization/ Not-for-Profit Organization)	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。	144
オールハザードマップ	平成30(2018)年度に実施した地震被害想定調査結果を基にした震度分布図、液状化分布図や最新の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域の全ての災害リスクを反映した地図	47
温室効果ガス	温室効果をもたらす気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など	16,126
か行		
街区公園	都市公園の一種。専ら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1か所当たり面積0.25haを標準として配置されている。	202
外国につながる子ども	日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒や、家族が外国にルーツをもつ児童・生徒など、外国籍をもつ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景をもった児童・生徒のこと。	81
介護予防ケアマネジメント	要支援者等が介護予防・生活支援サービス事業を利用するために、地域包括支援センターが行う介護予防ケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービス	70
輝き厚木塾	市民が趣味や仕事などを通じて学んだことを同じ市民に教える事業。市民講師が自主計画、自主運営する学習スタイルの講座	85
かけこみポイント	子どもたちが登下校時や遊んでいるときに、公園、道路などで不審者による犯罪に巻き込まれそうになったときや被害を受けたとき又は災害時に安心して避難できる緊急避難場所	57,81
家庭教育支援	家庭教育の自主性を尊重しつつ、親の育ちを応援する学びの機会の充実や親子と地域のつながりをつくる取組の推進など、保護者に対する学習機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずること。	86
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人	117

語句	説明	ページ
観光農園	農業を営む者が、観光客等の第三者にほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を観賞させて代金を得ている事業	205
幹線道路	主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路のこと。	18,94,97,99, 107,166,170, 174,190,207, 210
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、極めて硬直性の強い経費であって、その支出が義務づけられ任意に削減できない人件費、扶助費、公債費などの経費	12
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間	70
健康診査	全身の健康状態を検査する目的で行われる、体の健康状態をある尺度で総合的に確認するプログラム	70
検診	ある特定の疾患を発見するために行われる臨床的な検査	70
高規格幹線道路	「高速自動車国道」及び「一般国道の自動車専用道路」のこと。	18,175,179
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地	120
交通結節点・交通結節機能	異なる交通手段や複数の路線を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設(機能)のこと(鉄道駅、バスターミナルなど)。	97,99,158, 162,166
交番の日	神奈川県警察が安心して暮らせる地域づくりを目指して定めた日。毎月27日	209
子育てパスポート AYUCO	子育て世帯が会員登録をして、市内の協賛店(サポーター店舗)で買物や飲食の際にAYUCOカードを提示すると、割引や特典などのサービスを受けられる制度	67,99,107
ごみ中間処理施設	焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、ごみ燃料化施設又はその他、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設のこと。	130,166
コミュニティ交通	交通空白地域、不便地域の解消を図るために市町村等が主体的に計画する、路線バスを補完する乗り合いバスなどのこと。	15,94
根拠に基づく政策立案 (EBPM: Evidence-based Policy Making)	政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする。	147
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少、高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、市民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。	15,25,35, 97

語句	説明	ページ
さ行		
再生可能エネルギー	太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマス等の温室効果ガスを排出せずに生産できるエネルギーのこと。	16,29,126
里地里山	自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、雑木林と人工林、草原等で構成される地域	127,134
市街化調整区域	都市計画区域において、市街化を抑制すべき区域のこと。	198
事業系ごみ	事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが該当し、事業所から排出された紙ごみや生ごみなどの一般廃棄物	130
自主財源	地方公共団体が自らの権能に基づいて自主的に収入するもの。地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など	146
自主防災隊	各地域で防災訓練等の自主防災活動を行う組織	48
自然的土地利用	農地に加え、自然環境の保全のために維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用	25
シティプロモーション	そこに住む地域住民の愛着度の形成や自治体の知名度、イメージの向上を図る取組	117,179,183
市民協働事業	市民及び市が、地域の公共的課題の解決に向けて、目的を共有し、対等な立場で補完、協力して取り組む事業	19,143,145
市民農園	農家ではない都市の住民が、レクリエーションを目的として小面積の農地を利用して農作物の栽培を行う農園	121
社会教育	学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)	75,85, 175
循環型社会・ 循環型都市	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」又は「都市」として	16,20,29 35,130
生涯学習	人々が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯の様々な場や機会において、自由に学習機会を選択して行う、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動などのあらゆる学習の意味で用いられる。	28,85
紹介率、逆紹介率	紹介率とは、当該病院を受診した初診患者のうち、他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合。また、逆紹介率とは、当該病院から他の医療機関に紹介した患者の割合	72

語句	説明	ページ
小規模特認校	地域と連携した特色ある教育活動が認められる学校において、特例として、通学区域外からの入学が認められる学校	198
食品ロス	売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物	127,131,145
新型コロナウイルス感染症	令和元(2019)年12月から中国・湖北省武漢市を中心に広がった肺炎の原因を新型コロナウイルスといい、このウイルスによる感染症のこと。	12,35
水源のかん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能	134
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されたETC搭載車両専用のインターチェンジ	162,166
スマートハウス	エネルギー利用の効率化及び地球温暖化防止に寄与することを目的に、スマートエネルギー設備(太陽光発電システムや蓄電池システムなど)を導入した家のこと。	127
3R	環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための三つの取組、Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとったもの	130
生物多様性	地球上の多様な生き物が直接的、又は間接的に支え合うことによるつながりのこと。生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の三つがある。	20,29,127,134,175
セーフコミュニティの認証指標	国際ナショナルセーフコミュニティ認証センターが設けている、セーフコミュニティの認証基準となる七つの指標	54
創エネ	創エネルギーの略称。太陽光や風力、地熱などの再生可能エネルギーによりエネルギーを創出すること。	127
Society 5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。	14,106

語句	説明	ページ
た行		
体験型農園	農地を借り受けずに、農園の開設者である農家の指導を受けながら、植付けから収穫までの一連の農作業を体験する農園	121
脱炭素社会	地球温暖化の主要な原因である二酸化炭素の排出がない、あるいは排出した二酸化炭素を何らかの方法で除去することにより、実質的な排出ゼロを実現した社会	16,35,126
団塊の世代	昭和22(1947)年から昭和24(1949)年に生まれた男女	11
地域福祉 コーディネーター	地域において福祉サービスを必要とする人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進める人のこと。	63
地域包括ケア	「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される」という考え方	11,28,34,61,64
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設	62,179,183,187,191,199,203,207
地域力	地域自らが課題を解決していく力	67,84
蓄エネ	蓄エネルギーの略称。蓄電池などでエネルギーを蓄えること。	127
中間育成施設	人工的に採苗した魚貝類の稚仔魚を、海中の生け簀、陸上の水槽などで、養殖、放流等それぞれの目的に適した大きさまでに中間的に育成し、抵抗力のある種苗にするための施設	169
超高齢社会	総人口に占める65歳以上の人口の割合(以下、「高齢化率」という。)が21%を超えた社会。高齢化社会(高齢化率が7%を超えた社会)、高齢社会(高齢化率が14%を超えた社会)から更に高齢化が進行した状態を指し、本市においては、平成26(2014)年に超高齢社会を迎えている。	11,34
長寿健康診査	将来の健康保持に役立たせるための総合的な健康診断で、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく特定健康診査の健診項目を全て含むもの	72
長寿命化	公共施設を将来にわたって長く使い続けるため、改修等の対策を講ずること。	17,82,94,146
DV (Domestic Violence)	ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力	74

語句	説明	ページ
デジタルサイネージ	電子掲示板。屋外、店頭、公共空間、交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称	143
点検商法	無料あるいは格安で「点検してあげる」と持ちかけ、点検の結果「このままでは大変なことになる」と消費者の不安をあおり、新しい商品売りつけたり、サービスを契約させたりする手口	54
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るもの。普通建設事業費、災害復旧事業費・失業対策事業費など	12
特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪	54
特定健康診査	日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病を予防するため、40歳から74歳までの方を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した健診	72
都市計画道路	将来の都市の発展を予想して都市計画法に基づき計画された道路	94,151,155, 159,163,166, 170,186, 190,202
都市公園	国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地	197
都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用のこと。	25
都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。東京湾北部地震に代わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、神奈川県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。	13,25,28, 46
な行		
南海トラフ巨大地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。日本で発生が想定される最大級の地震であり、複数の巨大地震が時間差発生し、超広域にわたる甚大な被害が想定されている。本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。	46
認知件数	警察が発生を認知した事件の数	54,57
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき効率的で安定した農業経営を目指すために農業者自らが作成する「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）について、市町村から認定を受けた経営体	121

語句	説明	ページ
は行		
パーソントリップ調査	都市における人の移動に着目した調査。世帯や個人属性に関する情報と1日の移動をセットで尋ねることで、「どのような人が、どのような目的で、どこからどこへ、どのような時間帯に、どのような交通手段で」移動しているかを把握する。「人(パーソン)」に着目しているため、一つの交通手段だけでなく、公共交通、自動車、自転車、徒歩といった交通手段の乗り継ぎ状況を捉えることができる。	15
BOD (Biochemical Oxygen Demand)	生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の水質汚濁を測る代表的な指標	139
普通交付税不交付団体	地方公共団体の一般的な財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付される普通交付税を交付されていない地方公共団体	2,12
ホストタウン	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国、地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図る地方公共団体。本市はニュージーランドのホストタウンとなっている。	116
ま行		
マッチング支援	求職者と求人者双方に対するきめ細かな相談、職業紹介、情報提供等を行うことにより、就職や求人充足に結び付ける取組	111
メンタルヘルス対策	精神疾患からの回復だけでなく、社会、職場、家庭等の環境に適応できているか総合的に支援を行うもの	71
や行		
やと谷戸	丘陵地の谷あいの低地。数多くの動植物から構成される豊かな生態系を有する森、沼地、水田	138
ゆるやかな見守り	「いつもと違う」、「何かがおかしい」と感じるものがあたら民生委員・児童委員や地域包括支援センター等に相談するなどの、地域で行う「さりげない」見守りのこと。	60
要介護	身体又は精神の障がいのために、日常生活での基本的な動作について常時介護を必要とする状態のこと。	64,70

語句	説明	ページ
要介護者	要介護状態にある者のうち65歳以上の者、又は40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上若しくは精神上の障がい、がんや関節リウマチ等の加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病によって生じたもの	62
要支援	要介護状態の軽減、悪化防止に支援が必要又は日常生活を営むのに支障がある状態のこと。	70
要支援者	要支援状態にある者のうち65歳以上の者、又は40歳以上65歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上若しくは精神上の障がい、がんや関節リウマチ等の加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病によって生じたもの	71
予防医療	生活習慣の改善や予防接種などによって病気になるのを防ぐだけではなく、病気になっても早期に発見、治療して重症化を防ぎ、更に病気からの回復を早め、再発を防ぐこと。	28
予防保全	計画的に建築物の部位や設備の点検、修繕等を行い、不具合を未然に防止すること。	81,95
ら行		
療育支援	心身の機能に障がいのある、又は、障がいの可能性のある児童に対し、成長を促し、生活の質を上げるための支援を行い、障がいの軽減を図るとともに、適切な福祉の保障を講じるための支援を行うことで、児童の成長を様々な面から支える、総体的な取組	67
レガシー	オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的、経済的、文化的恩恵	116
6次産業化	農林漁業者(1次産業)が、農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組むことで、農産物などの生産物の元々持っている価値を更に高めること。なお、「6次産業」という言葉の6は、「1次産業の1」×「2次産業の2」×「3次産業の3」の掛け算の6を意味している。	120
わ行		
ワーク・ライフ・バランス	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。	62,67,71 76,110, 143
ワーケーション	仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた欧米発の造語で、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うこと。	117
わたなべかざん 渡辺華山	江戸時代の武士、蘭学者、文人画家。著書の『游相日記』では、旅した厚木の様子が記されている。	153,157

第10次厚木市総合計画

あつぎ元気プラン
第1期基本計画

令和3年3月発行

発行 厚木市

〒243-8511
神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
電話 (046) 223-1511 (代)
ホームページ <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>



厚木市